

(仮称) かすがいこどもまんなかプラン (中間案)

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状	4
1 数値でみるこども・若者、子育て家庭の現状	4
2 アンケート調査でみるこども・子育ての現状	17
第3章 基本理念と施策の体系	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策の体系	35
第4章 施策の展開	37
基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングの向上	37
基本目標2 こどもや若者への切れ目ない支援の充実	48
基本目標3 子育て家庭が安心して子育てができる社会環境の整備	54
第5章 教育・保育、地域こども・子育て支援事業の需要量と見込みの確保策	62
1 教育・保育提供区域	62
2 需要量の見込みと確保策	62
第6章 計画の推進体制	78
1 関係機関等との連携・協働	78
2 計画の進行管理	78



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもり等の家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめ等の生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大等の問題も近年顕在化しています。

令和5年4月に、国において「少子化社会対策基本法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。

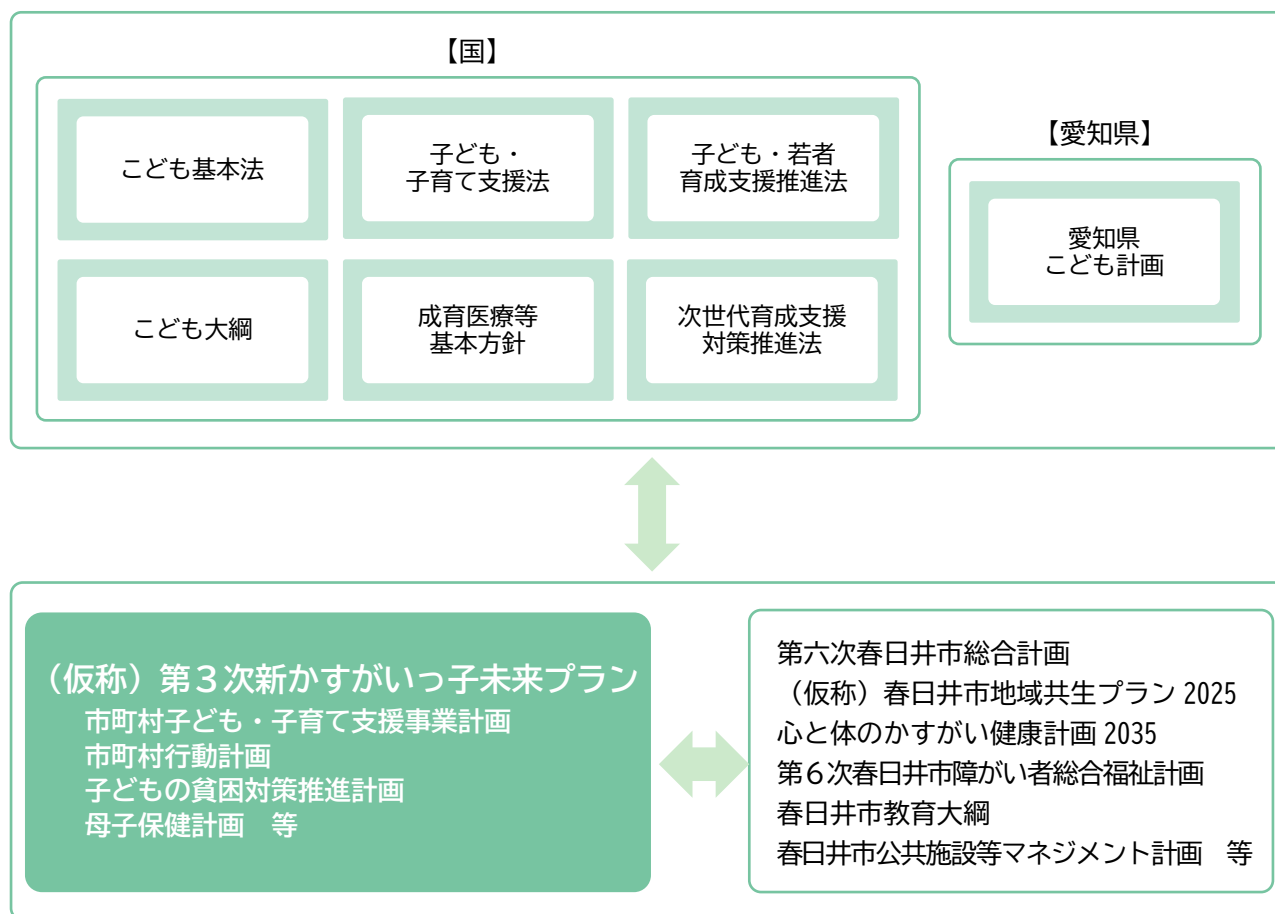
また、同じく令和5年4月に、こどもの健やかな成長及びこどものある家庭の子育てに対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関として「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

本計画は、このような社会情勢や国の動向を踏まえ「第2次新かすがいっ子未来プラン」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、春日井市のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、「成育医療等基本方針」の趣旨を踏まえた「母子保健計画」を包含するものです。

また、本計画の策定にあたっては、国の「こども大綱」や県の「こども計画」を勘案しつつ、「第六次春日井市総合計画」をはじめ、「（仮称）春日井市地域共生プラン2025」、「心と体のかすがい健康計画2035」、「第6次春日井市障がい者総合福祉計画」等の関連する計画との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、社会情勢の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

計画期間

令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
第2次新かすがいっ子未来プラン					【仮称】かすがいこどもまんなかプラン (本計画)				
		中間見直し		改定			中間見直し		改定

4 計画の対象

計画の対象は、こども基本法第2条に基づいて、「心身の発達の過程にある者」とします。具体的には、出生前からおおむね40歳未満のこども・若者（施策によっては40歳以上も対象）及びその家庭を対象とします。

第2章

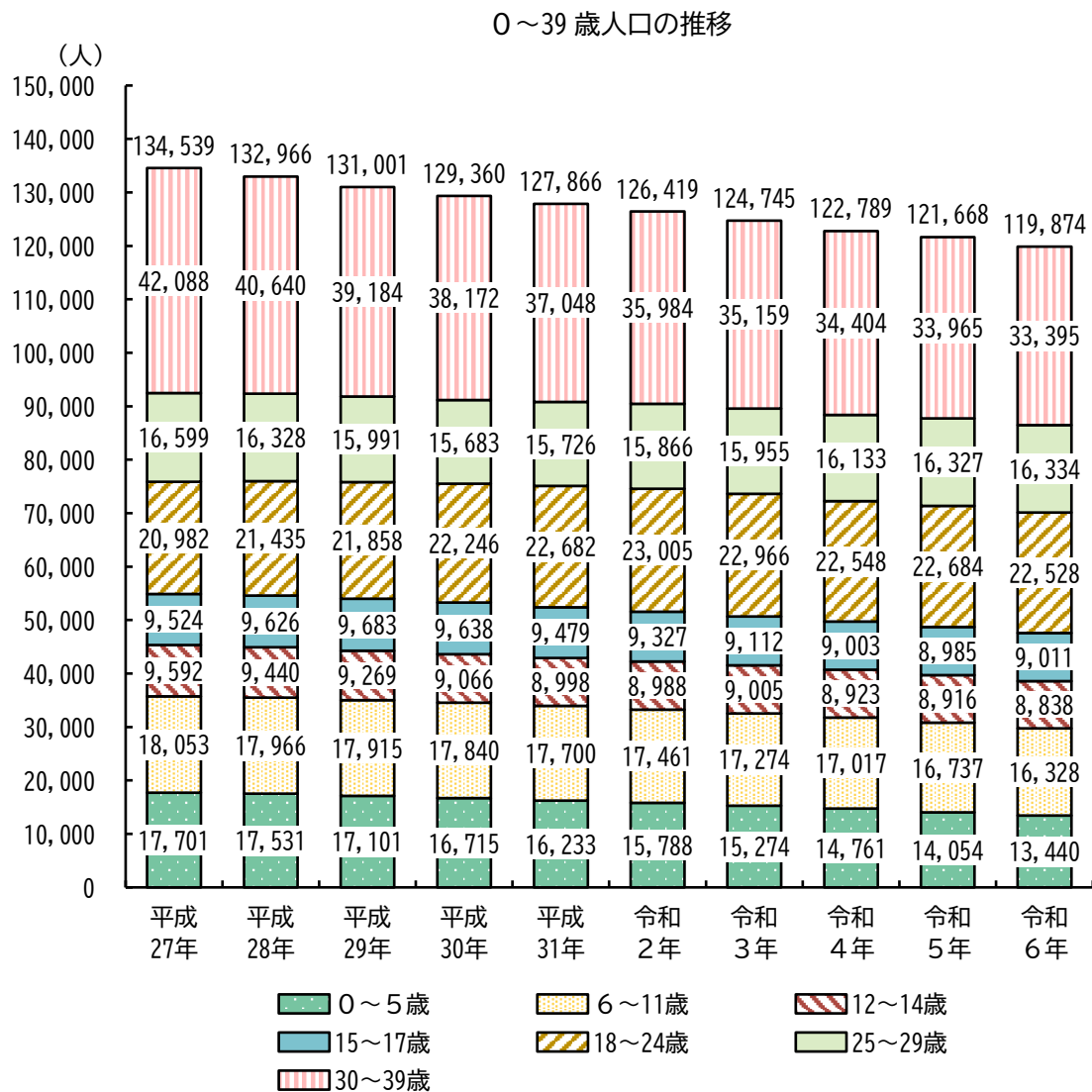
こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状

1 数値でみるこども・若者、子育て家庭の現状

(1) 児童人口等

① 0～39歳人口

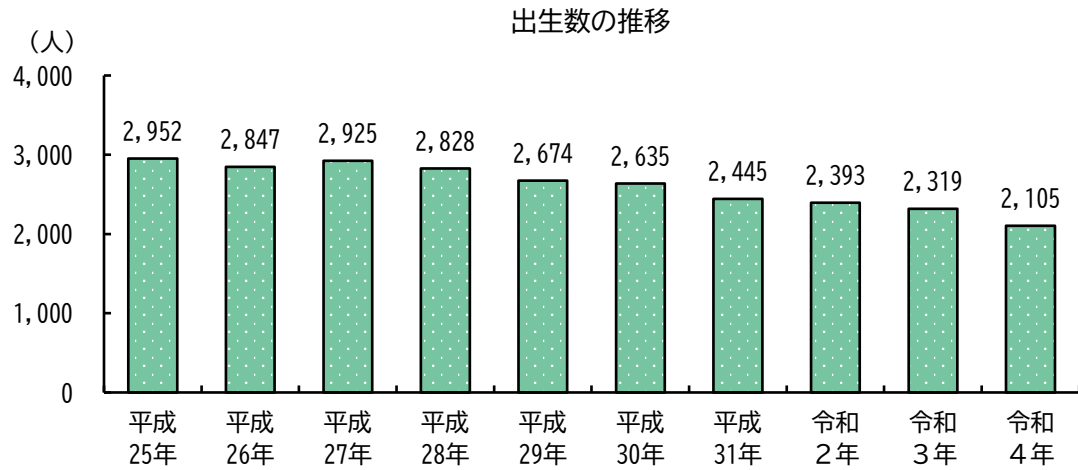
本市の0～39歳人口は、令和6年4月現在で119,874人となっており、平成27年と比較して、14,665人減少しています。



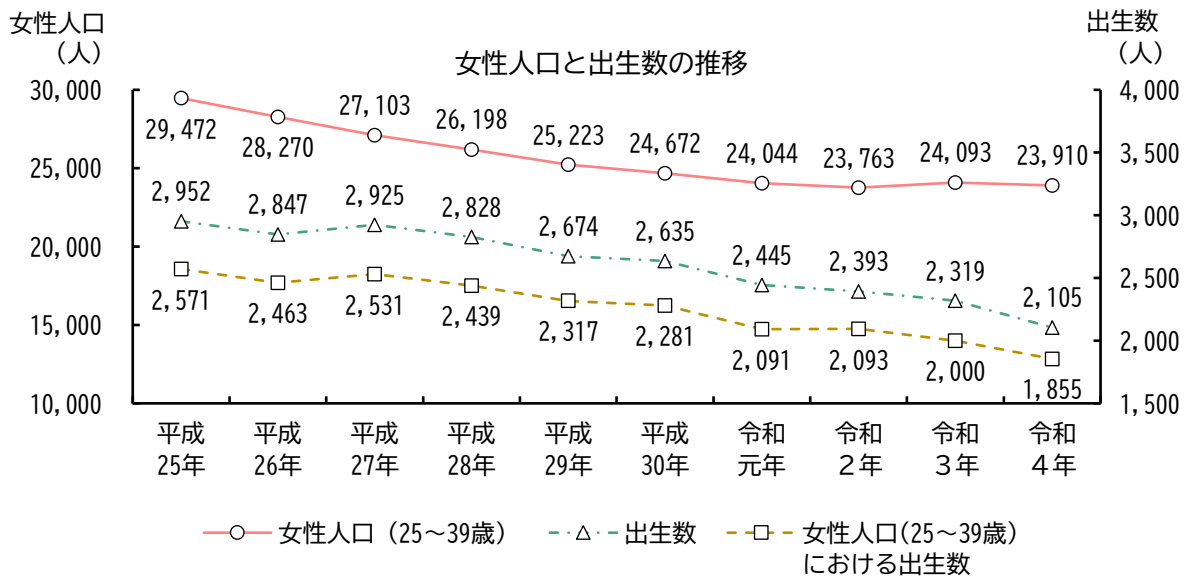
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

② 出生数

本市の出生数は年々減少しており、令和4年で2,105人となっています。直近10年は25～39歳女性人口減少に伴い、出生数も減少傾向で推移しています。



資料：愛知県衛生年報

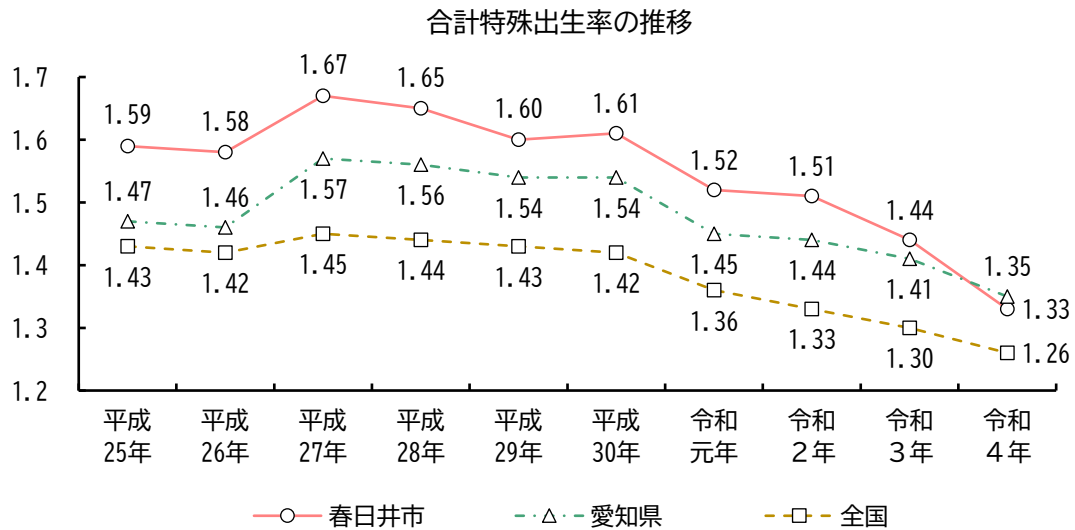


資料：出生数は愛知県衛生年報、女性人口は愛知県統計年鑑「愛知県人口動向調査」

③ 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は平成27年以降減少傾向で推移しており、令和4年で1.33となっています。また、全国・県と比較すると全国よりは高い値で推移しています。

※合計特殊出生率は、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

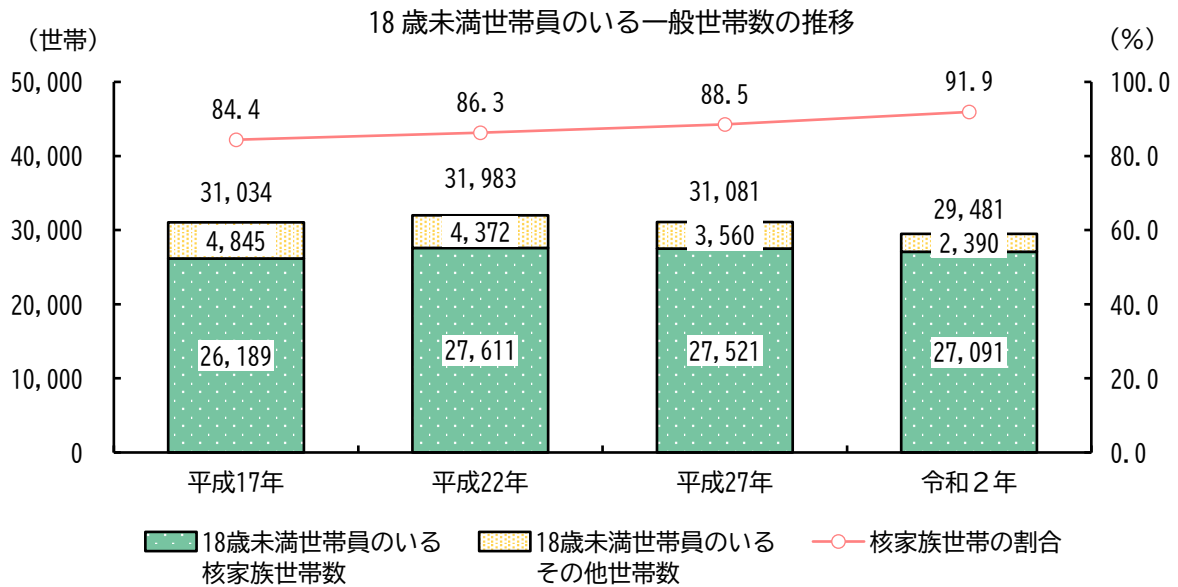


資料：国、県は人口動態統計、市は春日井市算出

(2) 子育て家庭の状況

① 核家族世帯

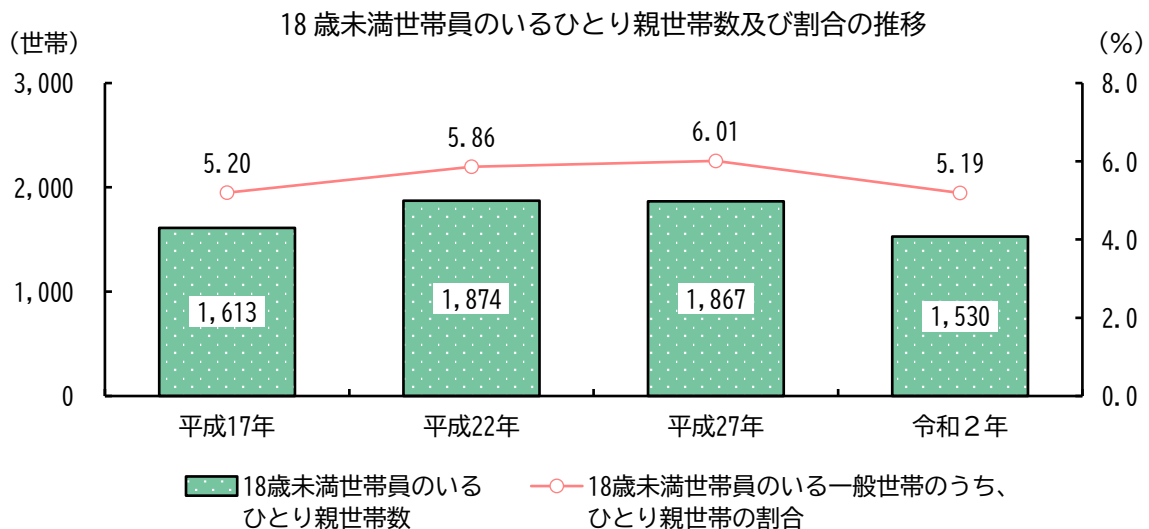
本市の18歳未満世帯員のいる核家族世帯数は平成22年から減少しており、令和2年で27,091世帯となっています。また、18歳未満世帯員のいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加し、令和2年には91.9%となっています。



資料：国勢調査（各年 10月1日）

② ひとり親世帯

本市の18歳世帯員のいるひとり親世帯数は平成22年から減少しており、令和2年で1,530世帯となっています。



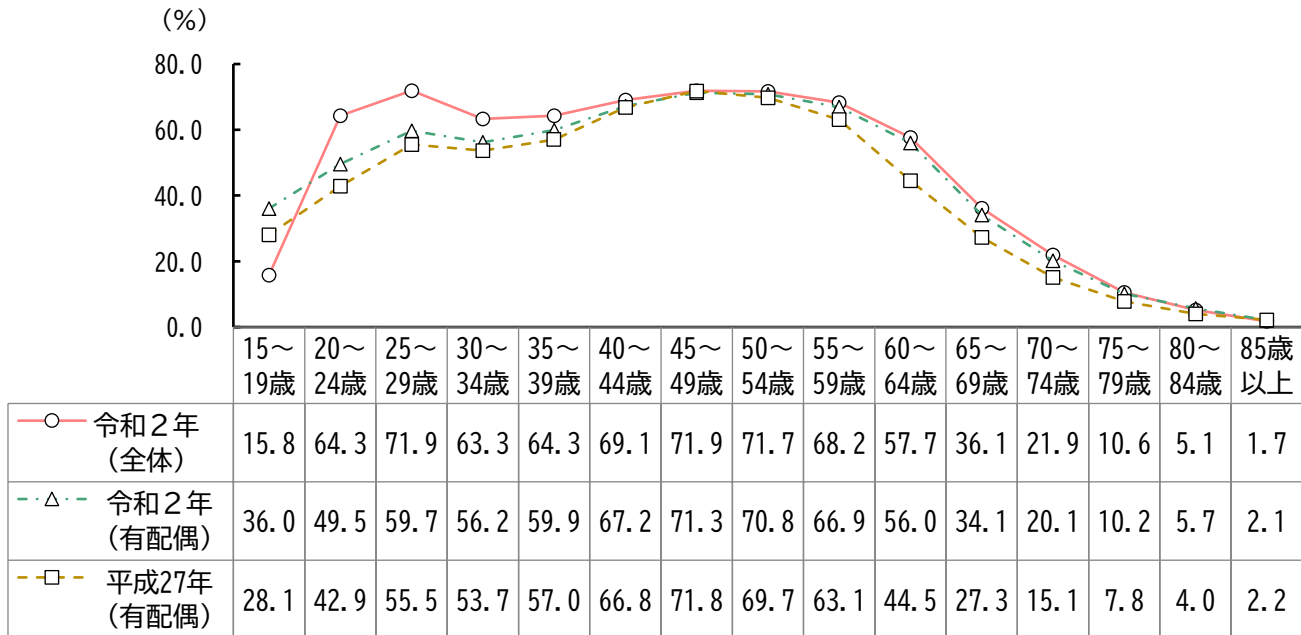
資料：国勢調査（各年 10月1日）

(3) 女性の就業状況

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。有配偶の女性の年齢別就業率を平成27年と比較すると、令和2年では全体的に高くなってます。

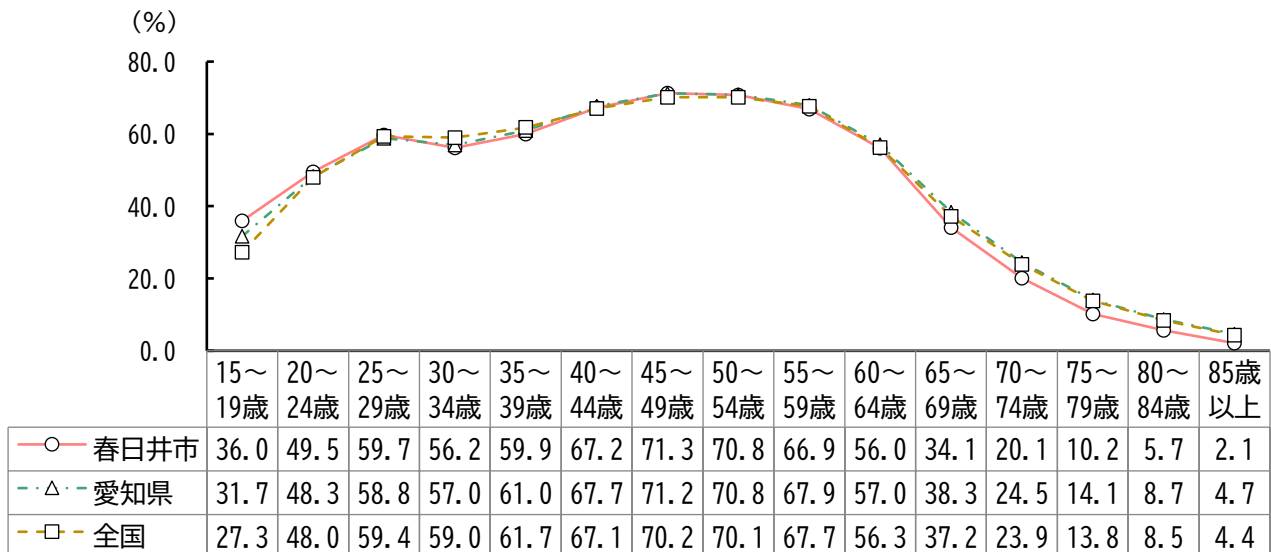
令和2年の女性の年齢別就業率を国、県と比較すると、概ね同水準で推移しています。

女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年 10月1日）

女性（有配偶）の就業率（国・愛知県との比較）

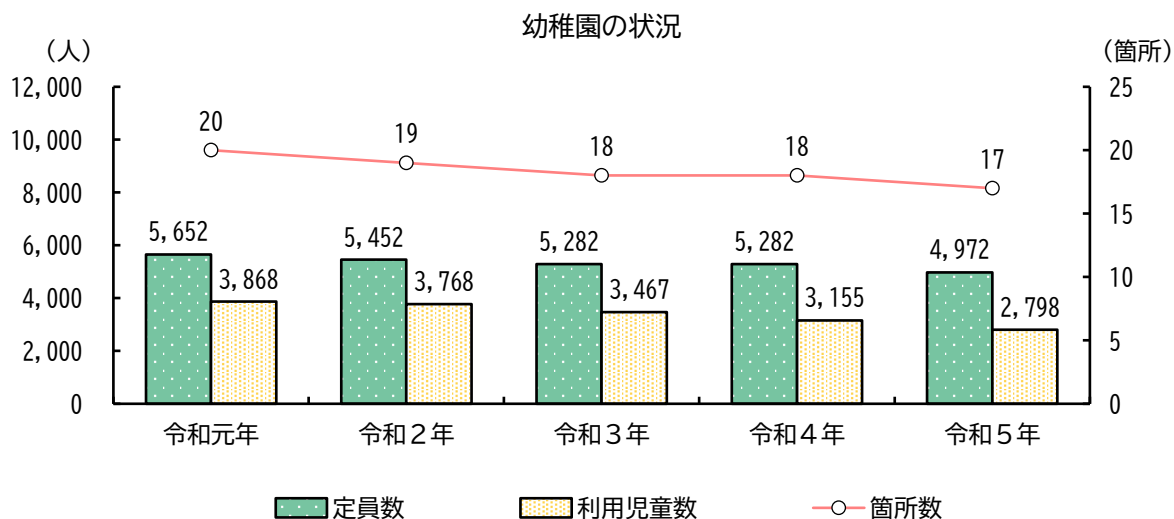


資料：国勢調査（令和2年 10月1日）

(4) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

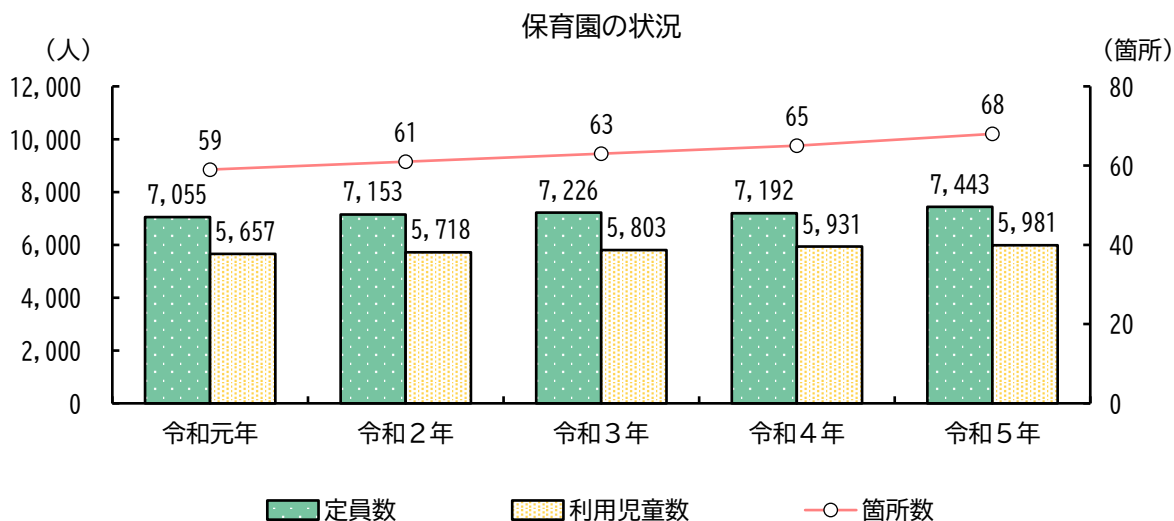
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに減少しており、令和5年で定員数は4,972人、利用児童数は2,798人となっています。



資料：春日井市調べ

② 保育園の状況

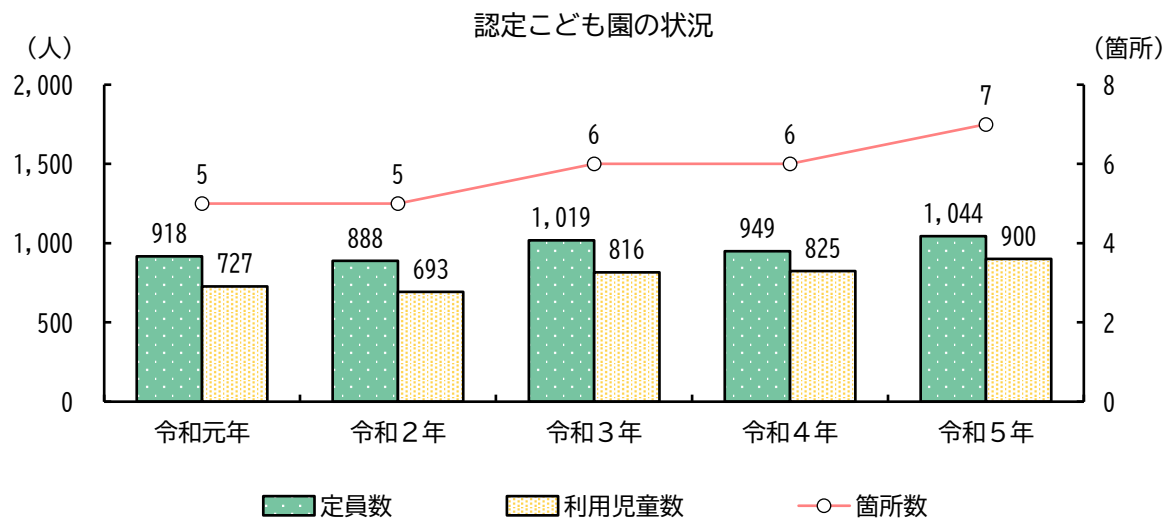
本市の保育園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに増加しており、令和5年で定員数7,443人、利用児童数5,981人となっています。



資料：春日井市調べ

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、利用児童数・箇所数ともに増加しており、令和5年で利用児童数900人となっています。



認定こども園の状況の内訳

単位：人

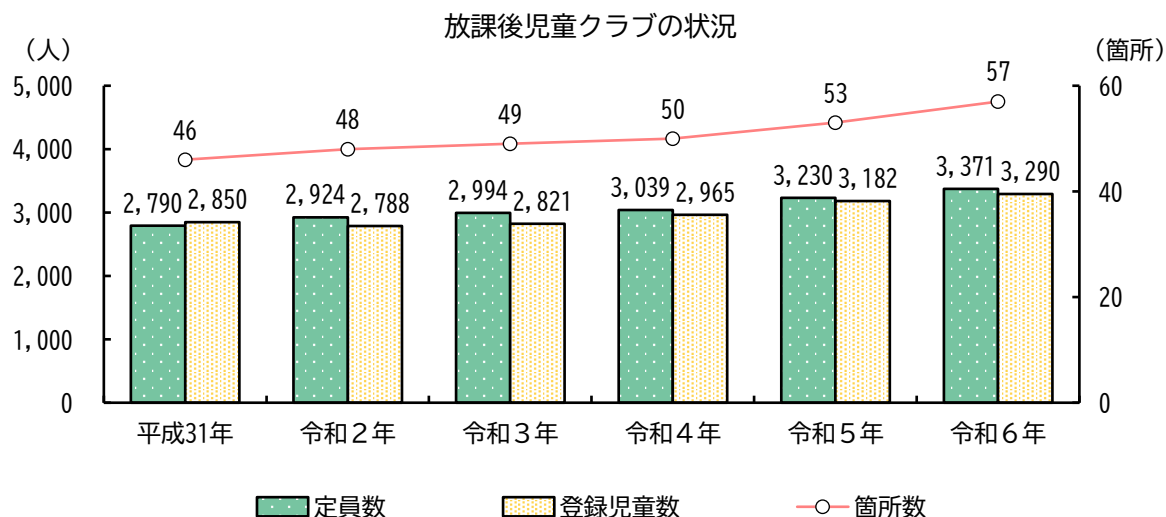
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定員数	総数	918	888	1,019	949	1,044
	うち、1号	339	309	413	363	387
	うち、2号・3号	579	579	606	586	657
利用児童数	総数	727	693	816	825	900
	うち、1号	254	252	315	283	340
	うち、2号・3号	473	441	501	542	560

資料：春日井市調べ

(5) 放課後のこどもの居場所の状況

① 放課後児童クラブの状況

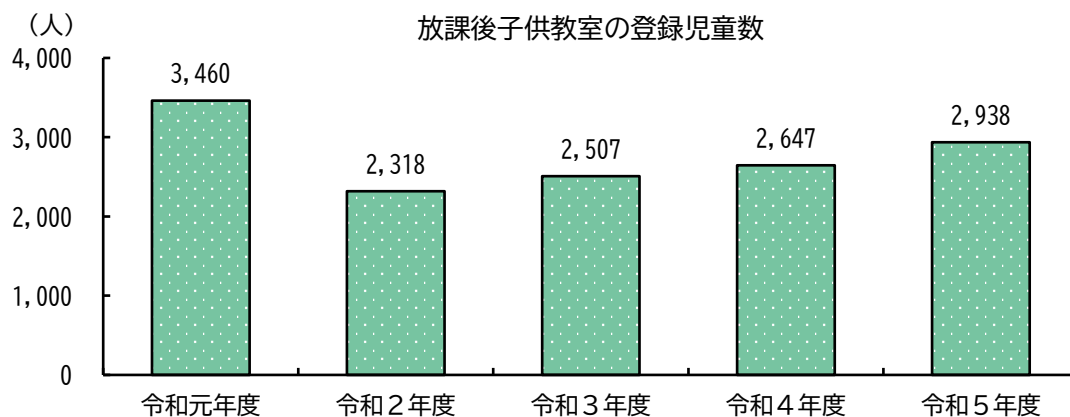
本市の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数・登録児童数ともに増加傾向にあります。登録児童数は、令和6年で3,290人となっています。



資料：春日井市調べ（各年4月1日）

② 放課後なかよし教室の状況

本市の放課後なかよし教室の登録児童数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和5年度で2,938人となっています。

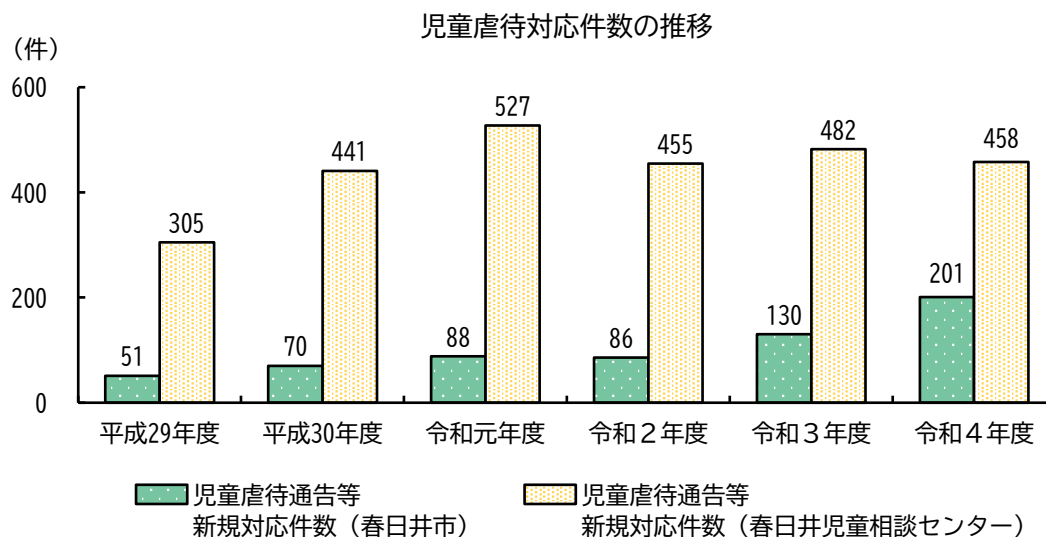


資料：春日井市調べ（各年度3月時点）

(6) 配慮が必要なこどもの状況

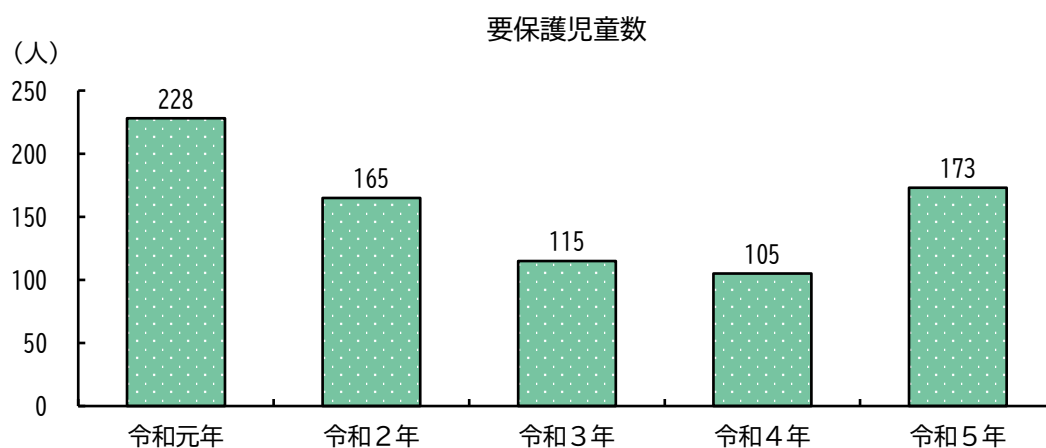
① 児童虐待対応件数の推移

本市の児童虐待通報件数は増減を繰り返しており、令和4年度で市役所対応が201件、児童相談センター対応が458件となっています。



② 要保護児童数

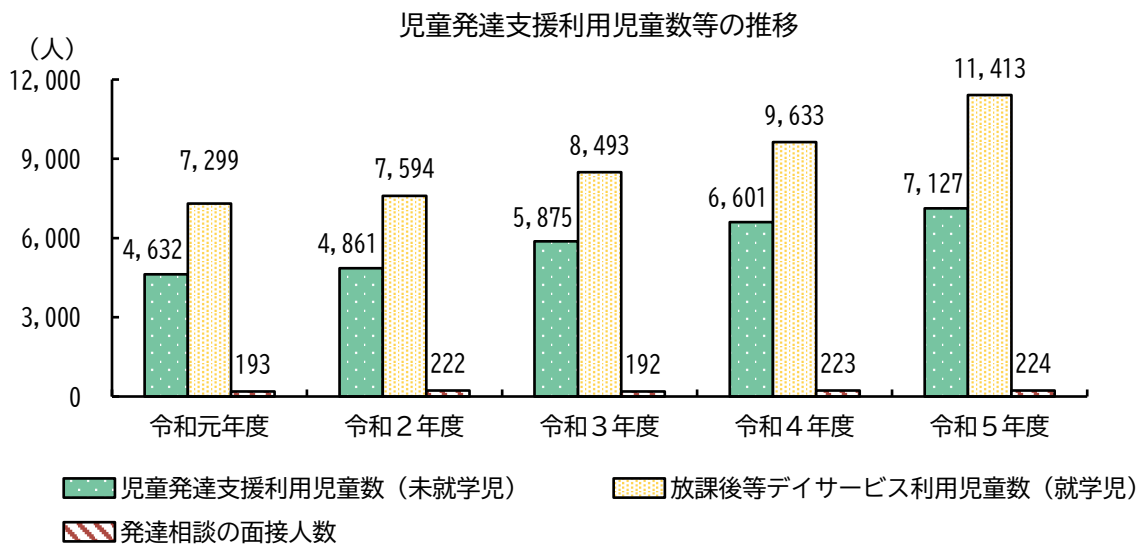
本市の要保護児童数は令和元年から減少傾向でしたが、令和5年で173人となっています。



③ 障がいのあるこどもの状況

本市の障がいのあるこどもの状況を見ると、令和5年度で児童発達支援利用児童数が延べ7,127人、放課後デイサービス利用児童数は延べ11,413人となっており、いずれも増加しています。

また、発達相談の面接利用人数は、概ね横ばいで推移しています。



④ 外国人のこどもの数

本市の20歳未満の外国人数は、令和2年現在で815人となっており、20歳未満総人口の1.4%という状況です。平成27年よりも人数、比率ともに増加しています。

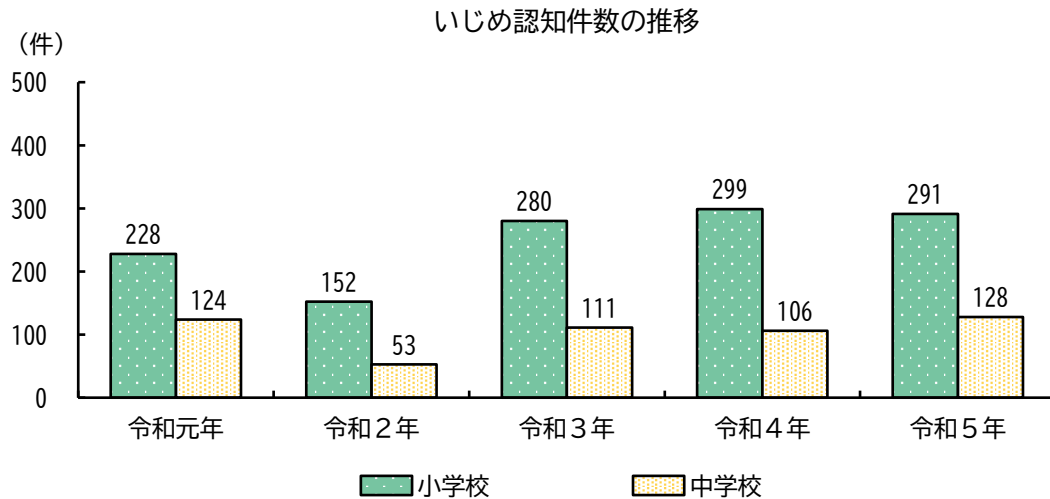
20歳未満の外国人数の推移

区分	平成22年	平成27年	令和2年
0～4歳	159	164	216
5～9歳	149	139	202
10～14歳	142	134	187
15～19歳	161	168	210
20歳未満外国人合計	611	605	815
20歳未満外国人比率	1.0%	1.0%	1.4%
20歳未満総人口	60,453	59,264	57,323

資料：国勢調査（各年10月1日）

⑤ いじめ認知件数の推移

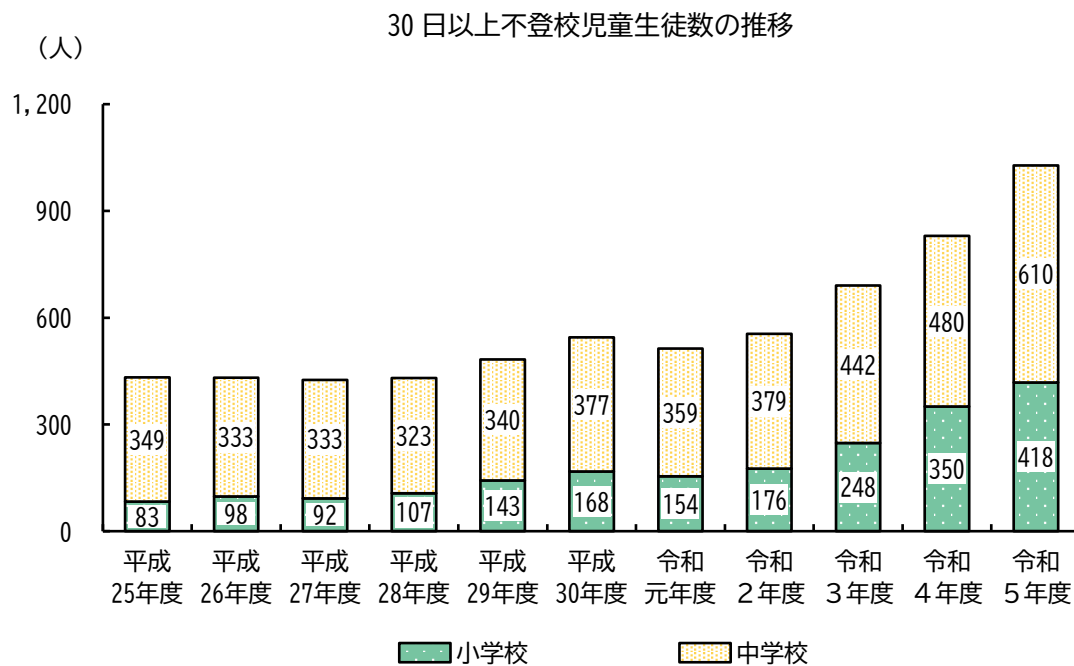
本市のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、令和5年で小学校が291件、中学校が128件となっています。



資料：春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

⑥ 不登校児童生徒の状況

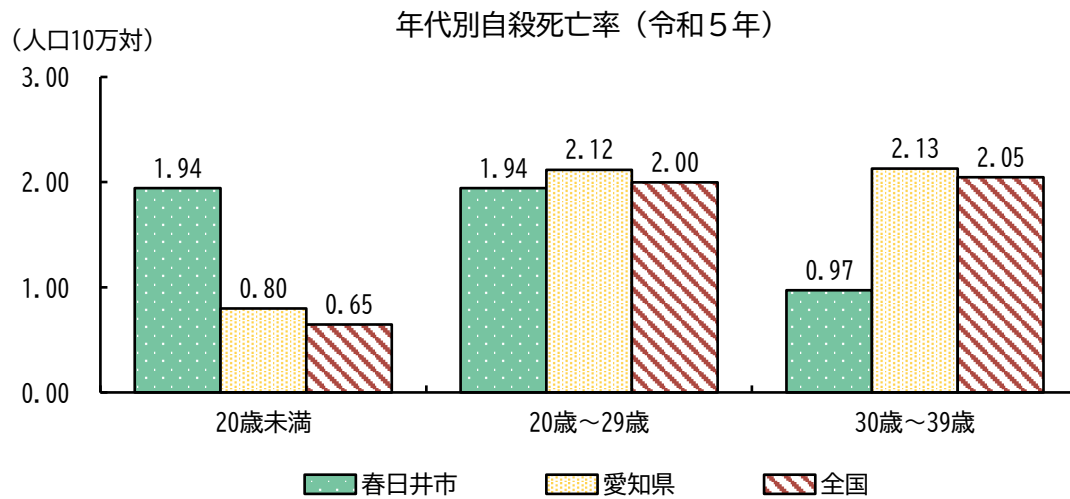
本市の30日以上不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和2年度までは小学校が100人台で、中学校が300人台で推移していましたが、令和3年度以降大幅に増加し、令和5年度には小学校が418人、中学校は610人となっています。



資料：春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

⑦ 年代別自殺死亡率

本市における自殺死亡率は、愛知県・全国と比較すると特に20歳未満で高くなっており、1.94となっています。

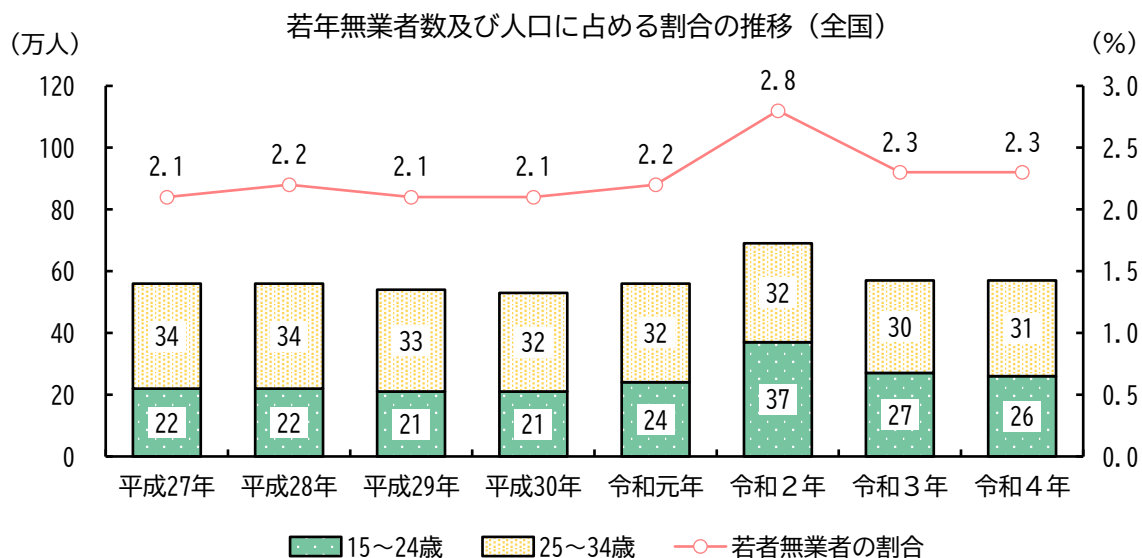


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から算出

(7) 若者の状況

① 若年無業者数の推移（全国）

全国の若年無業者数は50～60万人台で推移しています。また、令和2年については、若年無業者の割合が急激に増加しています。令和4年では、人口に占める割合は2.3%となっています。



② ひきこもり

内閣府が令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」から推測されるひきこもりの若者（15～39歳）は、全国で約65万人です。ひきこもり期間の長期化に伴って、本人や家族が高齢化し、親の介護や本人・家族の心身の健康上の問題、世帯の生活困窮等の不安が生じるなど、課題が複合化・困難化し、これらの課題への幅広い対策が必要です。

ひきこもり状態にある者の推計数

		有効回収率 に占める割合	全国の推計数
狭義の ひきこもり（A）	ふだんは家にいるが、近所のコンビニ等にはでかける	0.74%	約 35 万人
	自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.30%	
	自室からほとんど出ない	0.06%	
準ひきこもり（B）	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	0.95%	約 30 万人
広義のひきこもり（A+B）		2.05%	約 65 万人

※ 総務省「国勢調査」（2020年）によると、15～39歳人口は3,138万人。

$3,138 \text{ 万人} \times \text{有効回収率に占める割合} (\%) = \text{全国の推計数 (万人)}$

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）

2 アンケート調査でみるこども・子育ての現状

(1) 春日井市子ども・子育てに関するアンケート調査概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援事業計画」の需要量の見込みを算出するとともに、「次世代育成支援対策行動計画」の基礎資料を得るため、市民の子育てに関する生活実態や子育て支援に対する意識等について調査を行ったものです。

② 調査対象

- (1) 市内在住の就学前の児童を養育する保護者（以下「就学前児童保護者」という。）
- (2) 市内在住の小学校低学年の児童を養育する保護者
（以下「低学年児童保護者」という。）
- (3) 市内在住の小学校高学年の児童を養育する保護者
（以下「高学年児童保護者」という。）
- (4) 市内在住の小学校高学年児童

③ 調査期間

【低学年・高学年児童保護者】令和6年1月18日（木）～令和6年2月21日（水）

【就学前児童保護者・小学校高学年児童】令和6年1月18日（木）～令和6年2月16日（金）

④ 調査方法

対象者に案内を郵送もしくは学校で配布し、Webアンケートによる回答

⑤ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	5,000 通	2,267 通	45.3%
低学年児童保護者	2,150 通	756 通	35.1%
高学年児童保護者	2,150 通	734 通	34.1%
小学校高学年児童	2,150 通	1,393 通	64.8%

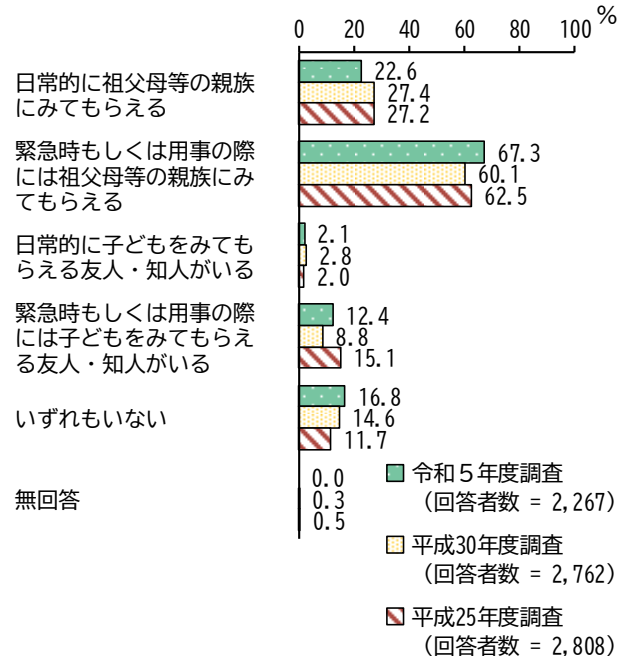
(2) 春日井市子ども・子育てに関するアンケート調査結果 (就学前児童保護者、低学年児童保護者、高学年児童保護者)

① お子さんをみてもらえる親族・知人がいるか（複数回答）

就学前児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高くなっています。

次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。

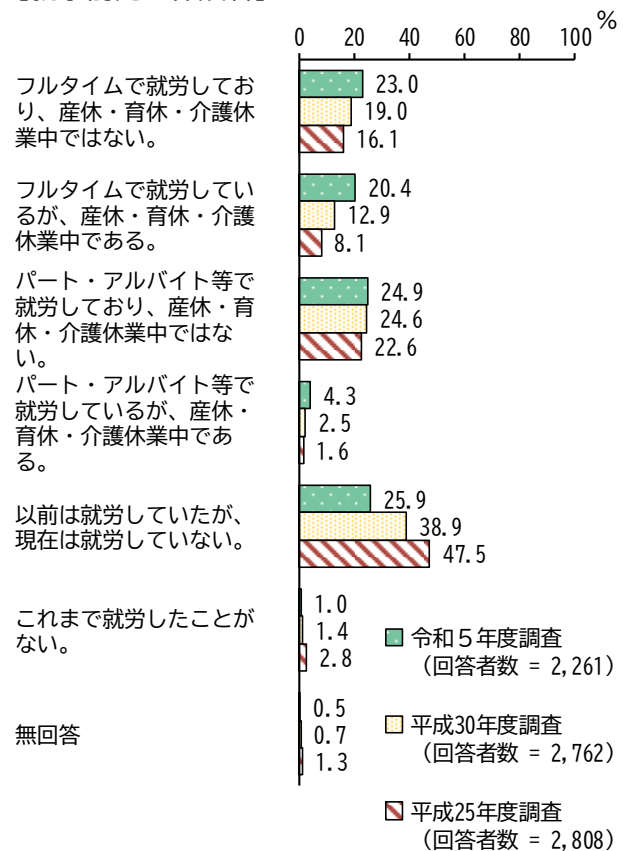


② 母親の就労状況（自営業、家族従事者含む）（複数回答）

就学前児童保護者では、「以前は就労して【就学前児童保護者】いたが、現在は就労していない。」の割合が最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である。」の割合が増加しています。一方、

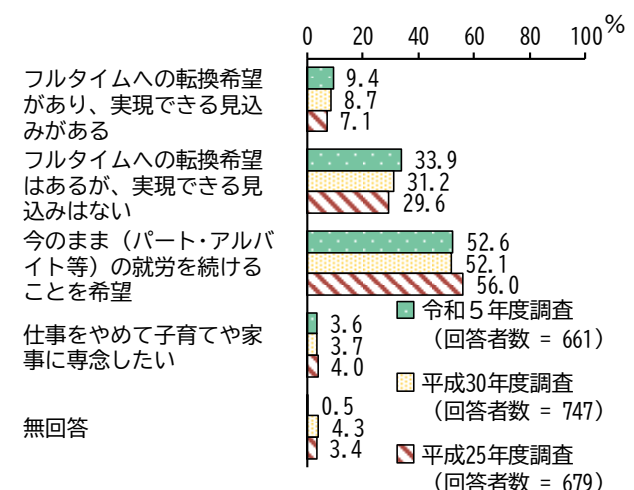
「以前は就労していたが、現在は就労していない。」の割合が減少しています。



③ 母親のフルタイムへの転換希望があるか（単数回答）

就学前児童保護者では、「今のまま（パート・【就学前児童保護者】アルバイト等）の就労を続けることを希望」の割合が52.6%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が33.9%となっています。

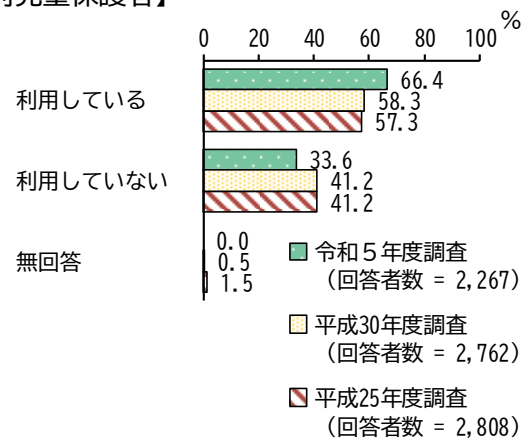
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 平日の幼稚園、認定こども園、保育園等の利用状況（単数回答）

就学前児童保護者では、「利用している」の割合が「利用していない」の割合より高くなっています。

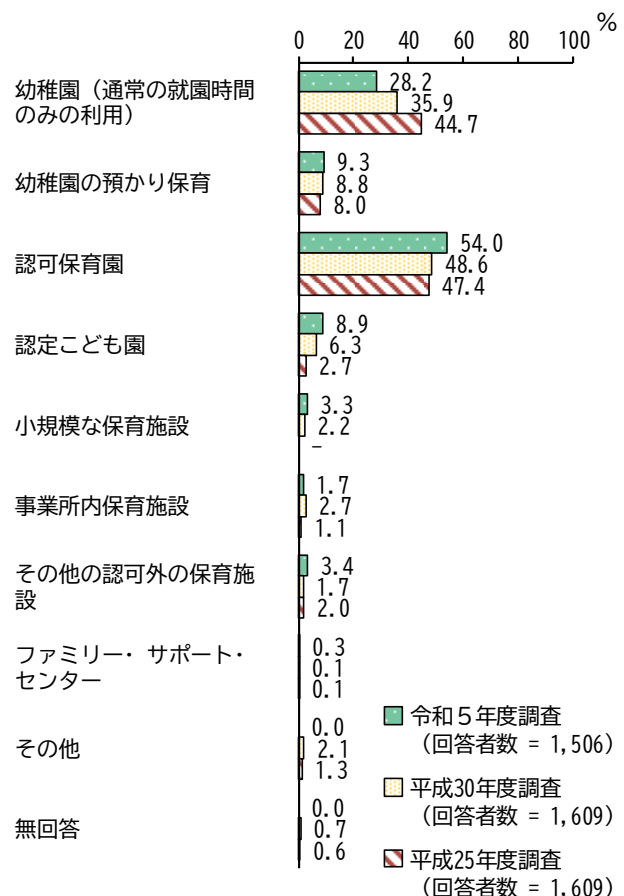
平成30年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



⑤ 平日に「定期的」に利用している施設や事業（複数回答）

就学前児童保護者では、「認可保育園」の割合が最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間のみの利用)」の割合が高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園(通常の就園時間のみの利用)」の割合が減少しています。

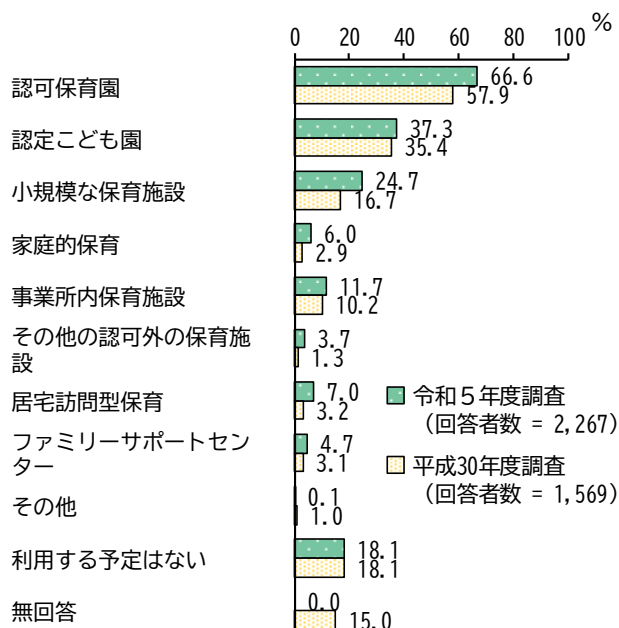


※前々回調査では、「小規模な保育施設」の選択肢はありませんでした。

⑥ お子さんが0～2歳のときに利用したい施設や事業（複数回答）

就学前児童保護者では、「認可保育園」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」、「小規模な保育施設」の割合が高い傾向にあります。

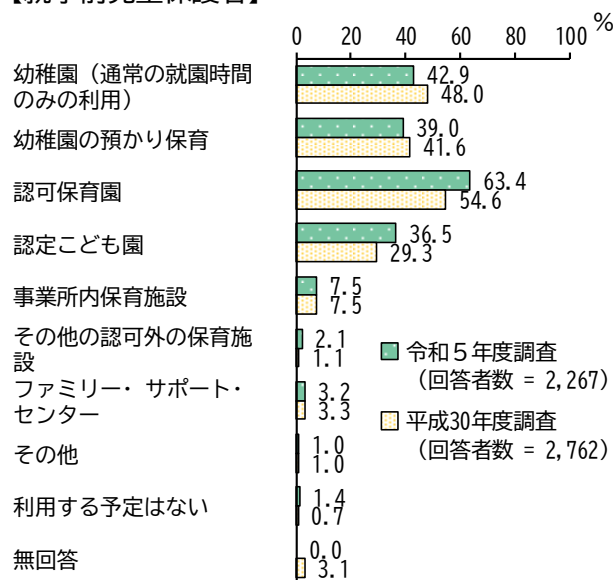
平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。



⑦ お子さんが3歳以上のときに利用したい施設や事業（複数回答）

就学前児童保護者では、「認可保育園」の割合が最も高くなっています。

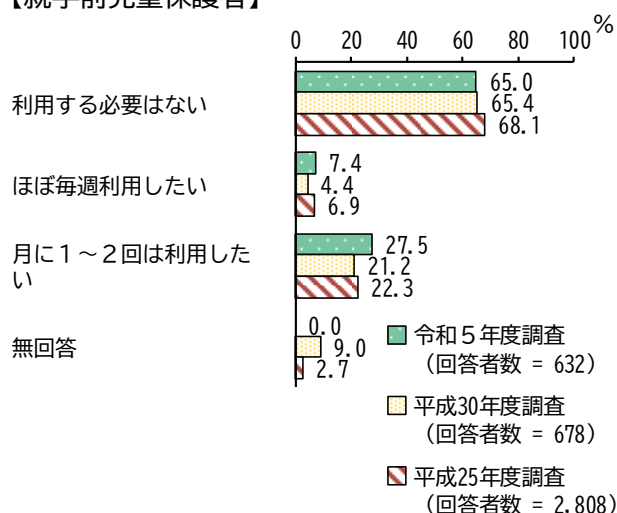
平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間のみの利用）」の割合が減少しています。



⑧ 土曜日における幼稚園、認定こども園等の定期的な利用希望（単数回答）

就学前児童保護者では、「利用する必要はない」【就学前児童保護者】の割合が最も高くなっています。

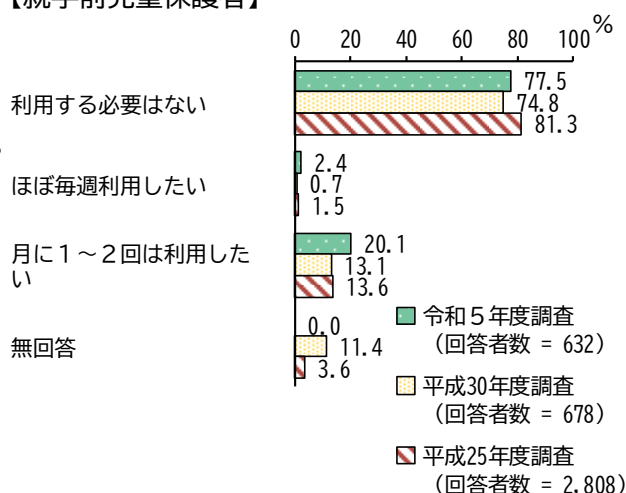
平成 30 年度調査と比較すると、「月に 1 ～ 2 回は利用したい」の割合が増加しています。



⑨ 日曜日・祝日における幼稚園、認定こども園等の定期的な利用希望（単数回答）

就学前児童保護者では、「利用する必要はない」【就学前児童保護者】の割合が最も高くなっています。

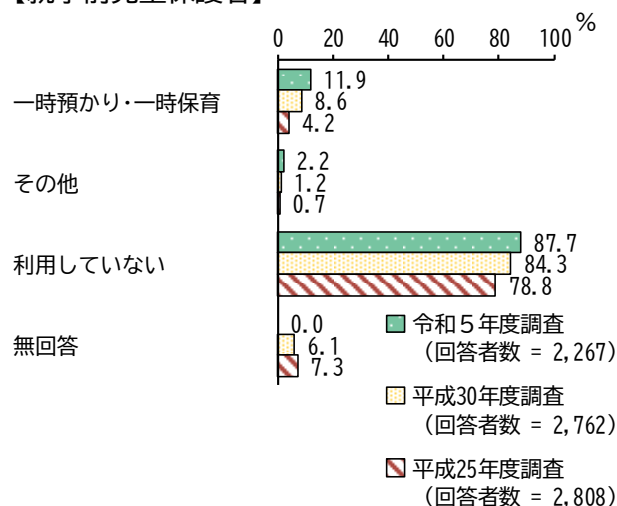
平成 30 年度調査と比較すると、「月に 1 ～ 2 回は利用したい」の割合が増加しています。



⑩ 私用、親の通院、就労等の目的で不定期に利用している事業（複数回答）

就学前児童保護者では、「利用していない」【就学前児童保護者】の割合が最も高くなっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

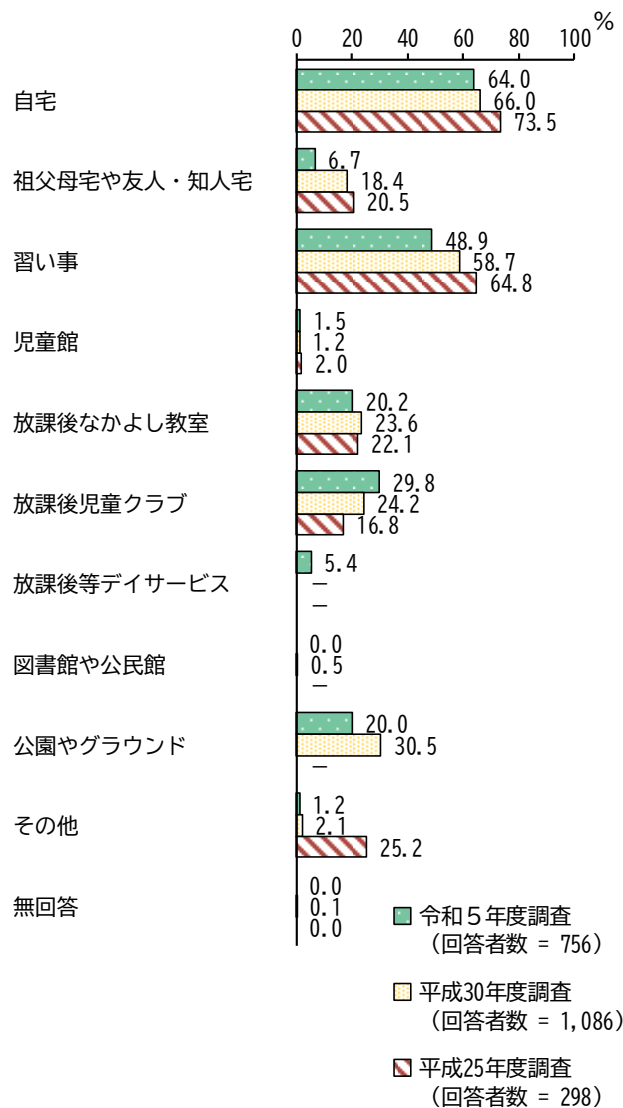


⑪ こどもが放課後の時間を過ごしている場所（あてはまるものを5つまで）

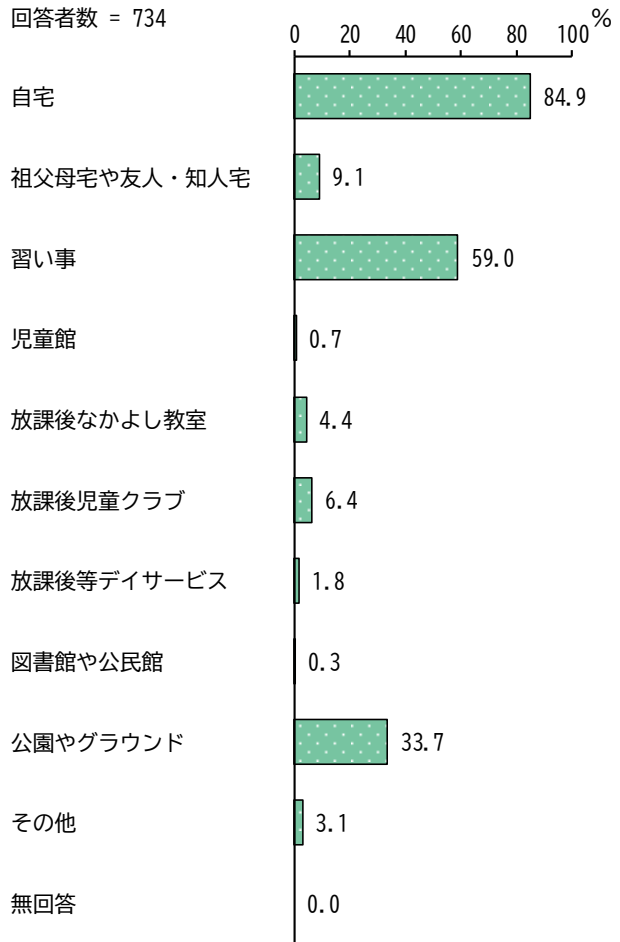
低学年児童保護者、高学年児童保護者ともに「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」、「公園やグラウンド」の割合が高い傾向にあります。

低学年児童保護者では、平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」「公園やグラウンド」の割合が減少しています。

【低学年児童保護者】



【高学年児童保護者】



※前回調査では、「放課後等デイサービス」の選択肢はありませんでした。
 ※前々回調査では、「放課後等デイサービス」「図書館や公民館」「公園やグラウンド」の選択肢はありませんでした。

⑫ 育児休業の取得状況（単数回答）

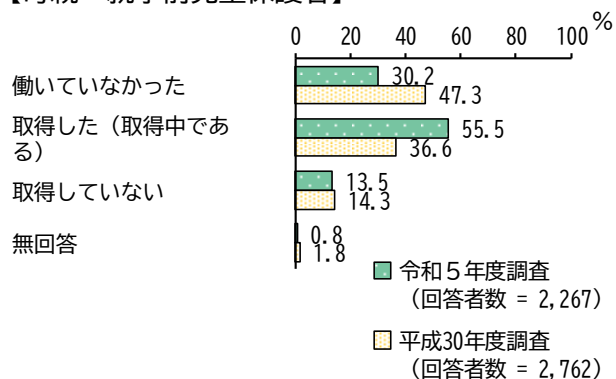
母親では、「取得した（取得中である）」の割合が最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。
一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

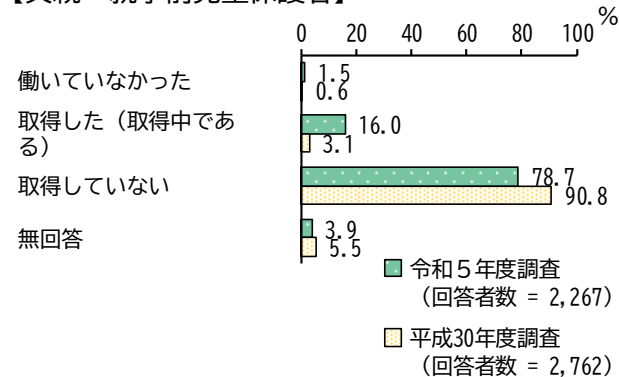
父親では、「取得していない」の割合が最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。
一方、「取得していない」の割合が減少しています。

【母親 就学前児童保護者】



【父親 就学前児童保護者】



⑬ 育児休業を取得していない理由（複数回答）

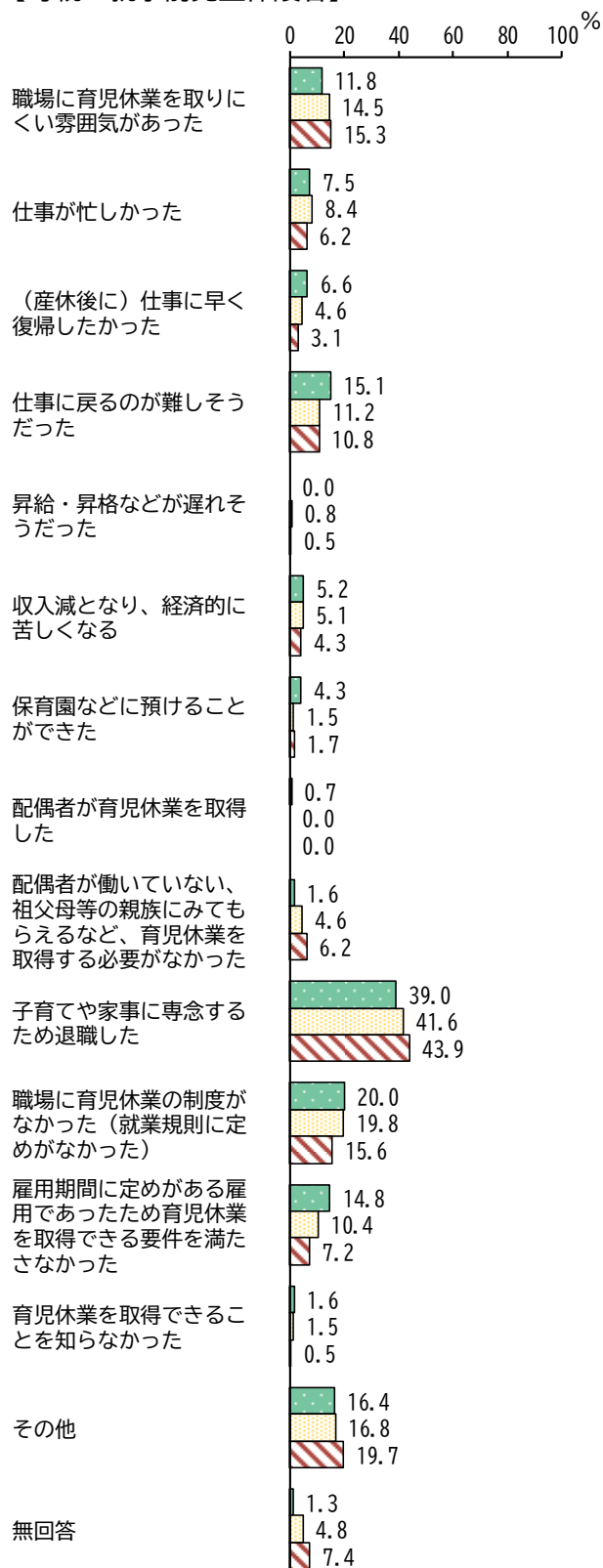
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」、「仕事に戻るのが難しかった」の割合が高い傾向にあります。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

父親では、「仕事が忙しかった」の割合が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高い傾向にあります。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」の割合が増加しています。一方、「配偶者が働いていない、祖父母等の親族にみてもらえるなど、育児休業を取得する必要がなかった」の割合が減少しています。

【母親 就学前児童保護者】

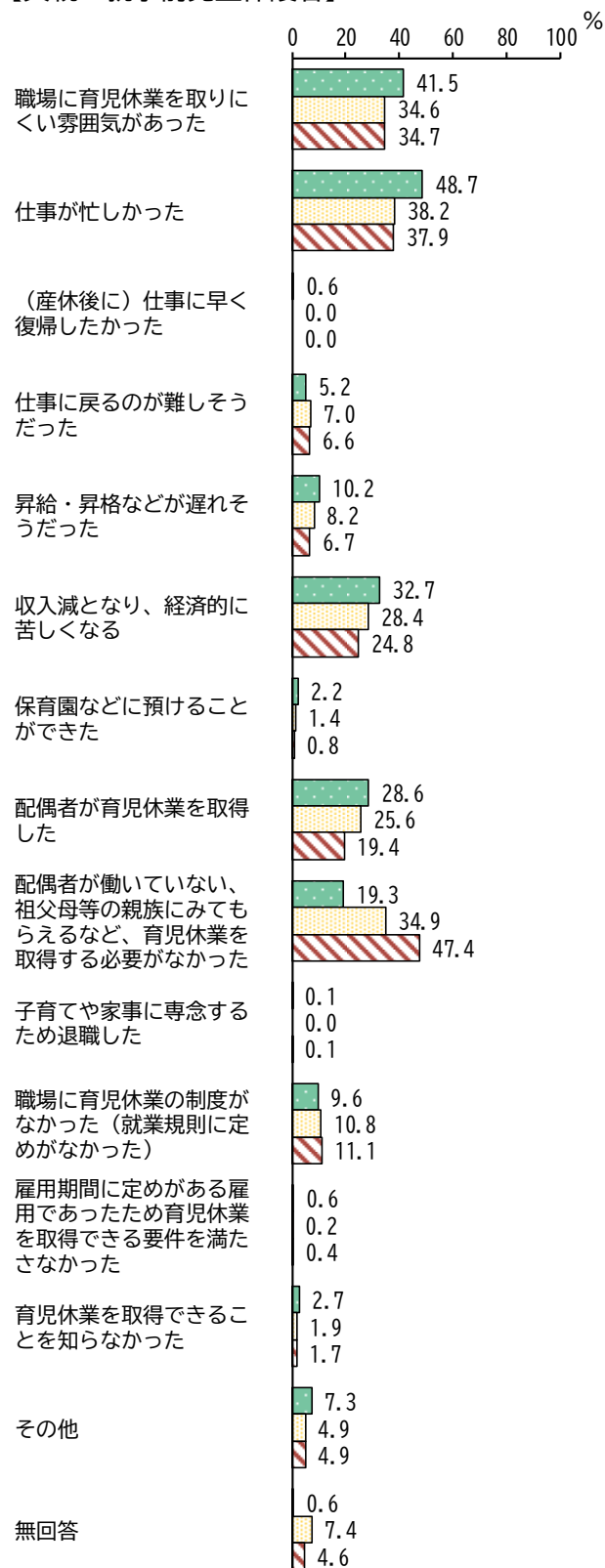


令和5年度調査
(回答者数 = 305)

平成30年度調査
(回答者数 = 394)

平成25年度調査
(回答者数 = 417)

【父親 就学前児童保護者】



令和5年度調査
(回答者数 = 1,783)

平成30年度調査
(回答者数 = 2,508)

平成25年度調査
(回答者数 = 2,604)

⑭ 子育てをする上で不安等を感じることもあるか（単数回答）

『子育てにお金がかかる』について“感じる”割合はすべての調査において最も高く、約9割となっており、次いで『子育ては親の責任といわれ、不安や負担を感じる』『仕事と子育ての両立が難しい』の割合が高くなっています。

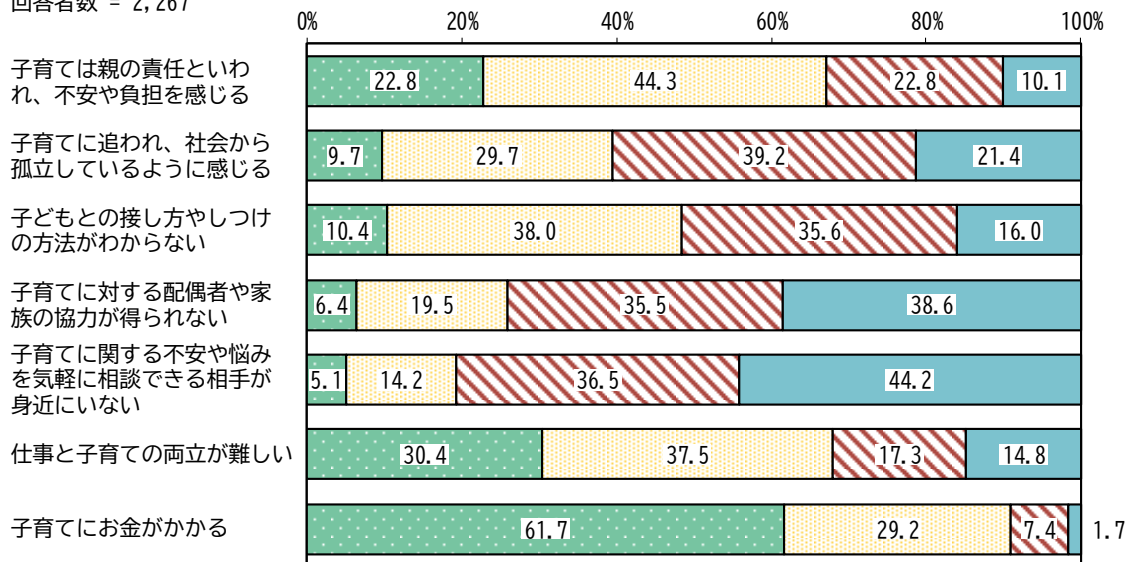
就学前児童保護者では、『子育てに追われ、社会から孤立しているように感じる』で「よく感じる」の割合が低学年児童、高学年児童保護者に比べ高くなっています。

低学年児童保護者では、『子どもとの接し方やしつけの方法がわからない』で「よく感じる」の割合が就学前児童、高学年児童保護者に比べ高くなっています。

高学年児童保護者では、「仕事と子育ての両立が難しい」について“感じる”割合は就学前児童、低学年児童保護者に比べ低くなっています。

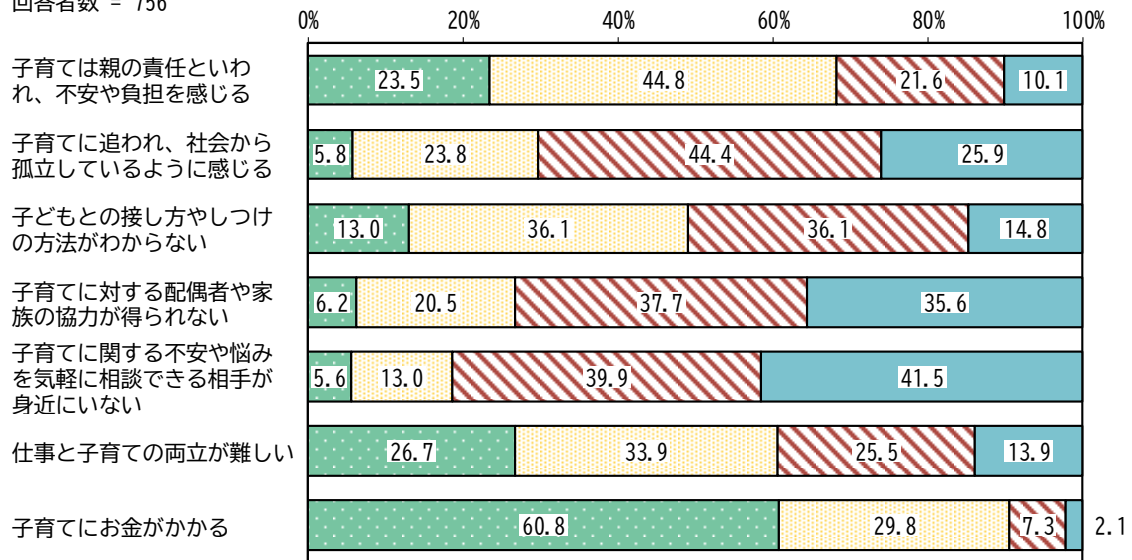
【就学前児童保護者】

回答者数 = 2,267



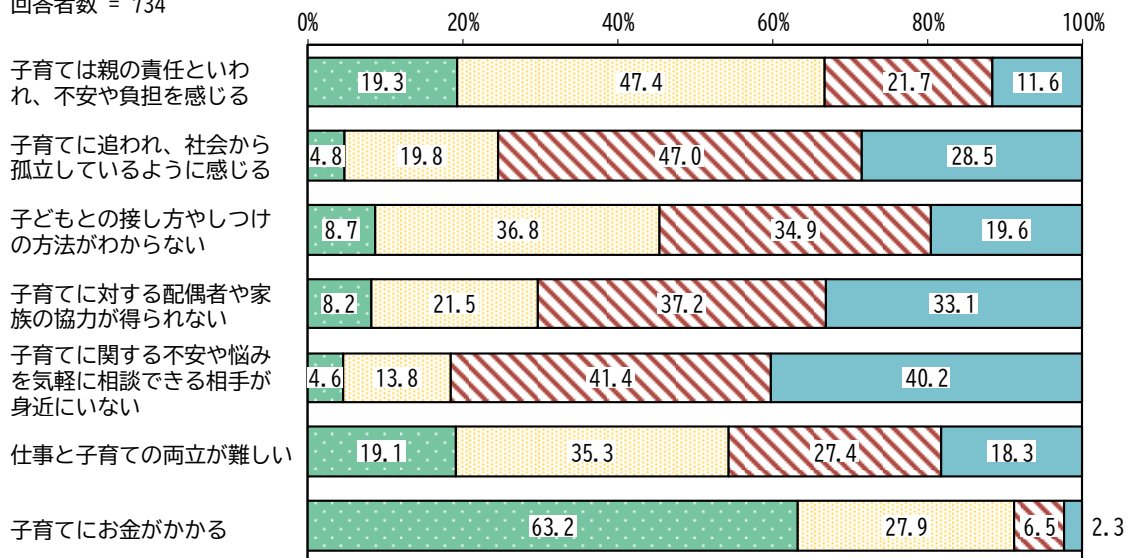
【低学年児童保護者】

回答者数 = 756



【高学年児童保護者】

回答者数 = 734

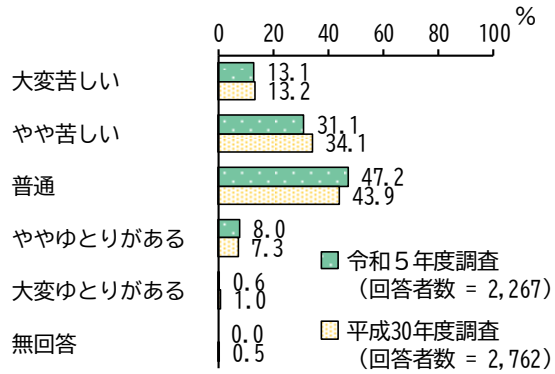


⑮ 現在の家計の状況（単数回答）

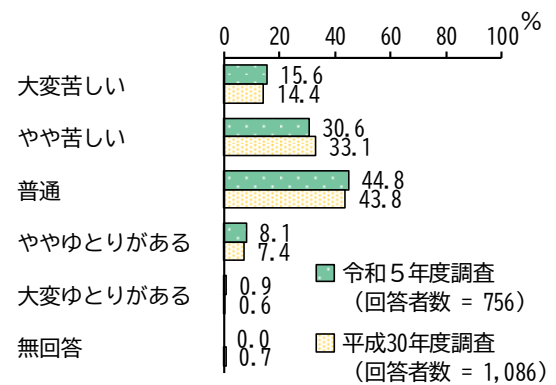
就学前児童保護者、低学年児童保護者、高学年児童保護者ともに「普通」の割合が最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が高くなっています。

就学前児童保護者、低学年児童保護者ともに、平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

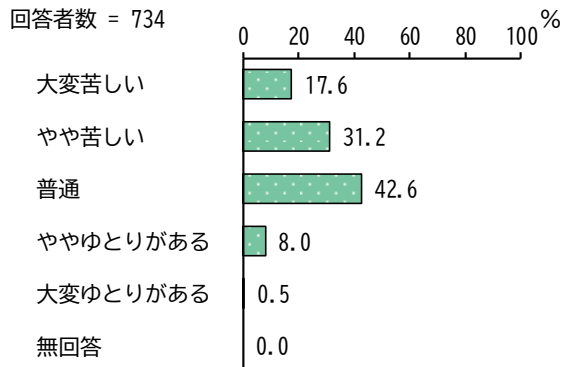
【就学前児童保護者】



【低学年児童保護者】



【高学年児童保護者】



⑯ 自分自身の子育てが、地域の人々や地域社会に支えられていると思うか
(複数回答)

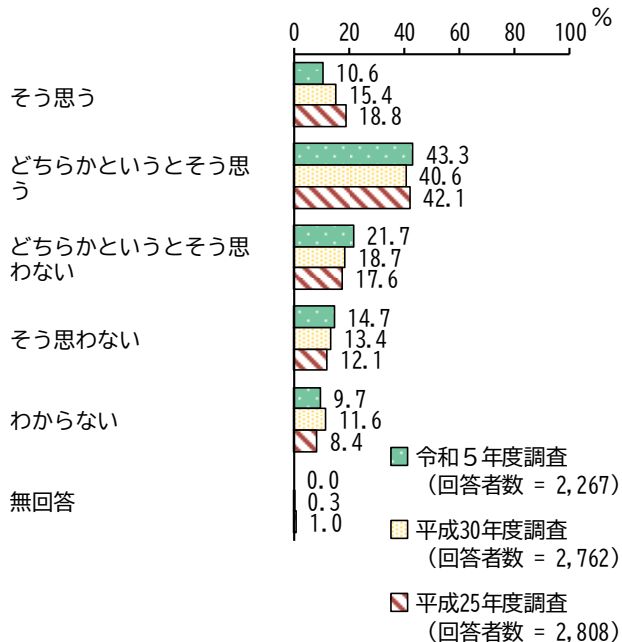
就学前児童保護者、低学年児童保護者、高学年児童保護者ともに、「どちらかというと思う」の割合が最も高く、次いで「どちらかというと思わない」の割合が高くなっています。

低学年児童保護者では、平成30年度調査と比較すると、「どちらかというと思わない」の割合が増加しています。一方、「そう思う」の割合が減少しています。

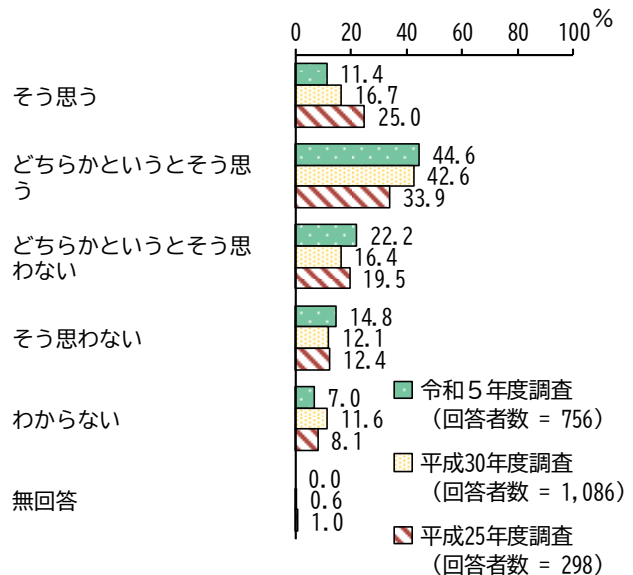
高学年児童保護者では、平成25年度調査と比較すると、「どちらかというと思う」「そう思わない」の割合が増加しています。一方、「そう思う」の割合が減少しています。

就学前児童保護者では、平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

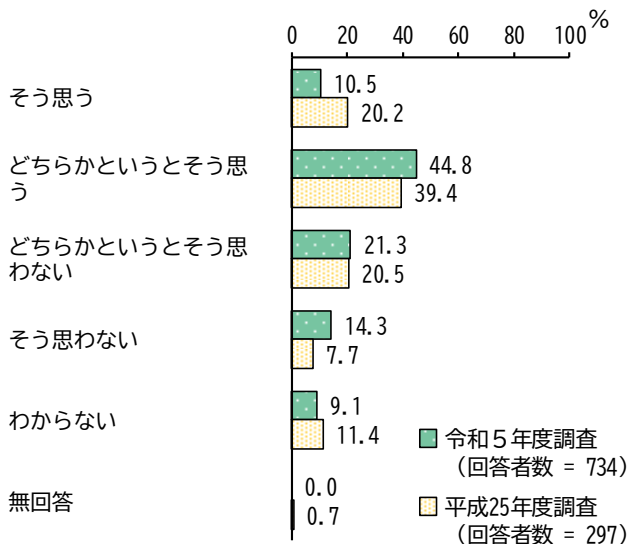
【就学前児童保護者】



【低学年児童保護者】



【高学年児童保護者】

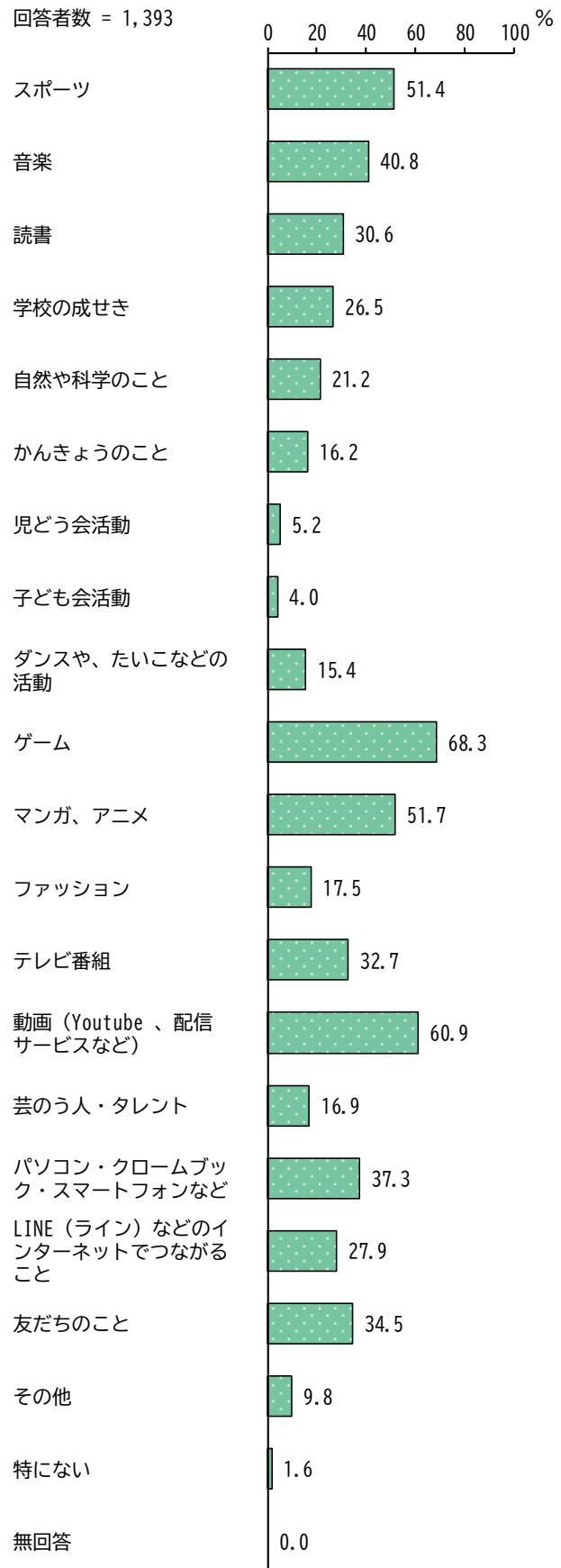


(3) 春日井市子ども・子育てに関するアンケート調査結果 (小学校高学年児童)

① 今、興味があるもの（複数回答）

「ゲーム」の割合が最も高く、次いで「動画（Youtube、配信サービス等）」、「マンガ、アニメ」の割合が高い傾向にあります。

回答者数 = 1,393



② 学校以外の活動や体験をしたことがあるか（複数回答）

「家でのお手伝い」の割合が最も高く、次いで「お祭りや地いきの運動会などのイベント」の割合が高くなっています。

回答者数 = 1,393

お祭りや地いきの運動会などのイベント

子ども会などの活動

公園のそうじや古新聞などのリサイクル活動

かんきょうにやさしい活動

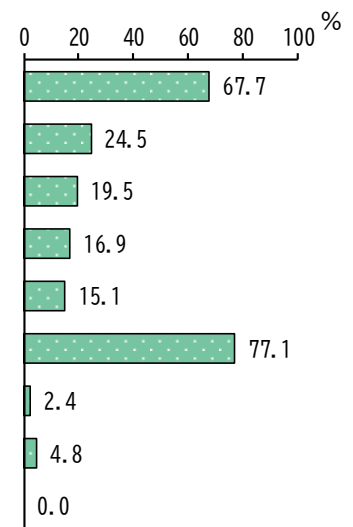
ボランティア活動

家でのお手伝い

その他

どれも活動や体験をしたことがない

無回答



③ いじめを受けたらどうするか（複数回答）

「親に相談する」の割合が最も高く、次いで「先生に相談する」、「友だちに相談する」の割合が高い傾向にあります。

回答者数 = 1,393

相手にもんくを言う

学校を休む

友だちに相談する

親に相談する

兄弟姉妹、おじいちゃん、おばあちゃんに相談する

先生に相談する

相談室の先生に相談する（心の教室相談員、スクールカウンセラー）

電話相談などに相談する

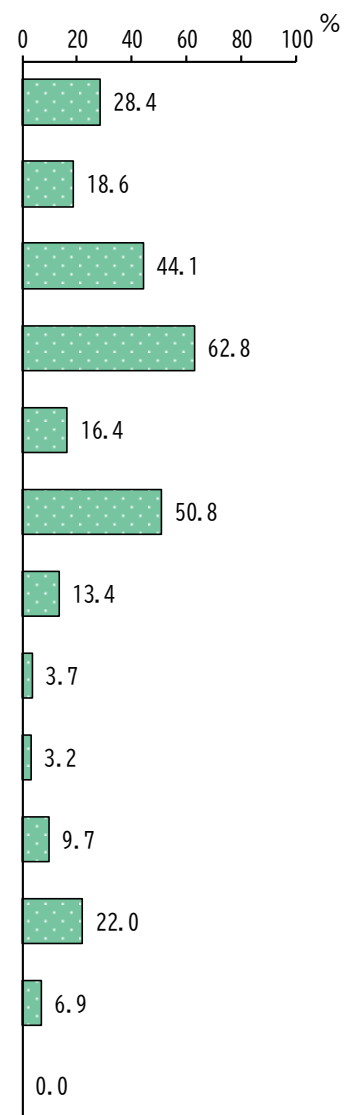
インターネット上に書き込む

スクールサインに書き込む

じっとがまんする

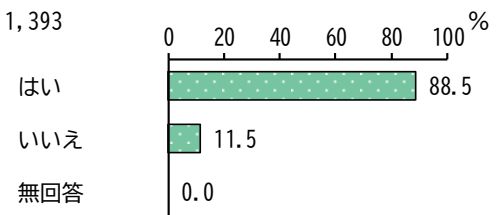
その他

無回答



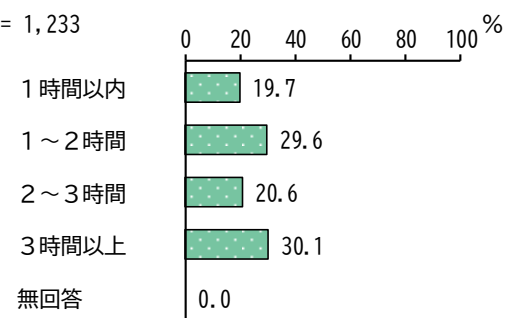
④ 授業以外でのインターネットの利用の有無（単数回答）

9割近い児童が「利用している」と回答しています。 回答者数 = 1,393



⑤ パソコン・スマートフォン等の1日の利用時間（単数回答）

「3時間以上」の割合が最も高くなっています。 回答者数 = 1,233



第3章

基本理念と施策の体系

1 基本理念

春日井市第六次総合計画において、本市の将来像である、「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」を実現するため、時代の潮流を的確に捉え、地域住民や多様な主体と連携し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現をめざすこととしています。

また、子育て・教育の分野は、「こどもの笑顔があふれるまち」を掲げ、安心してこどもを産み、育てることができ、やさしさとたくましさを持ったこどもを育み、夢や誇りを持つことができるまちをめざしていきます。

また、『こども大綱』では、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、春日井市第2次かすがい子未来プランの理念や方向性等を引き継ぐとともに、『こども大綱』や春日井市第六次総合計画基本計画の目指すまちづくりも踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、全てのこどもたちが自分らしく健やかに幸せに成長できるよう社会全体で支え、こどもや若者が自分の希望や能力を活かすことや、こどもを育てたいといった願いを叶えることができるよう、「こどもの成長を支え、可能性を広げる『こどもまんなか』のまち春日井」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

「こどもの成長を支え、可能性を広げる
『こどもまんなか』のまち春日井」

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

(1) こどもの将来にわたるウェルビーイングの向上

こどものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じてこどもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、困難を抱える若者への支援など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(2) こどもや若者への切れ目ない支援の充実

こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、こども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

さらに、交通安全対策や防犯・防災対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。こどもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

(3) 子育て家庭が安心して子育てができる社会環境の整備

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

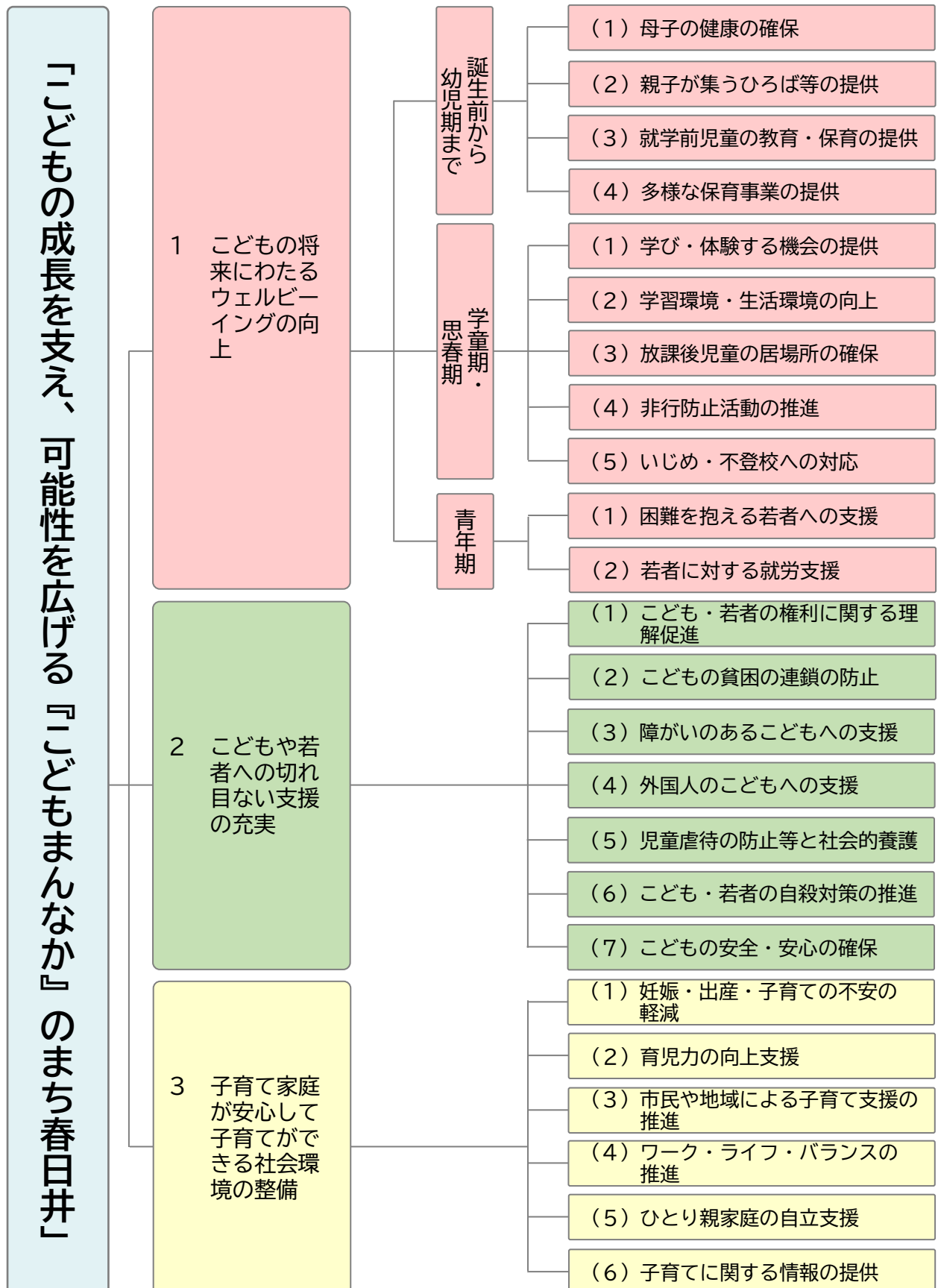
3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

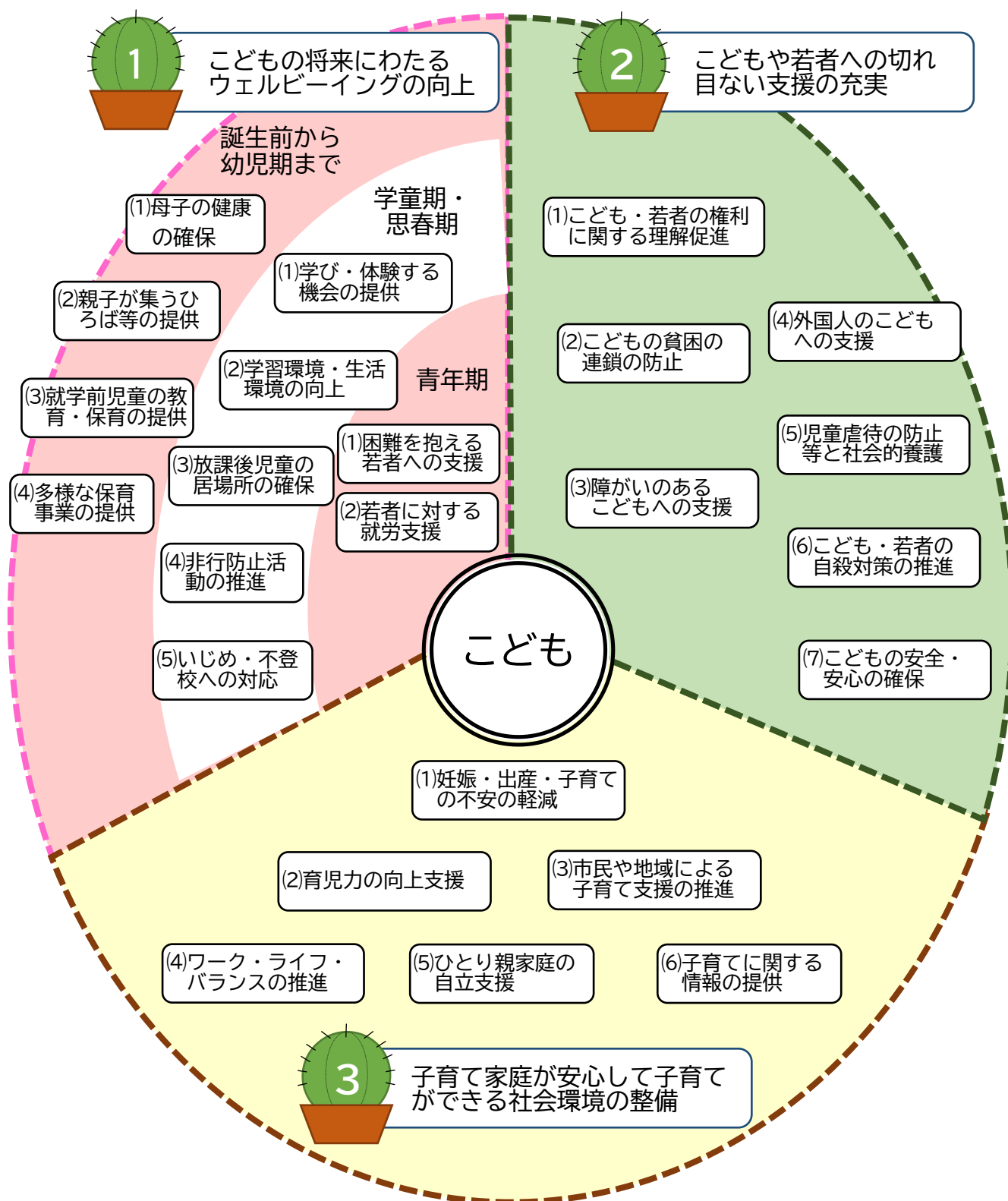
[ライフステージ]

[施策]



◆こどもを「まんなか」とした施策のイメージ図

こどもの成長を支え、可能性を広げる
「こどもまんなか」のまち春日井



第4章

施策の展開

基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングの向上

ライフステージ：誕生前から幼児期まで

(1) 母子の健康の確保

【現状と課題】

健診を通じて母子の健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期支援につなげるとともに、適切な健康管理が行えるよう母子健康手帳の交付等の機会を捉えて情報提供を行っています。

また、「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組めるよう、自らの健康に関心を持ち、正しい知識を身につけ、健康の維持向上に取り組めるよう支援しています。

4か月児における健康診査受診率は、約99%となっていますが、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資することから、引き続き受診率の向上に取り組む必要があります。

また、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図るとともに、産前産後の支援の充実と体制強化を行う必要があります。

【施策の方向性】

引き続き、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援をきめ細かく実施するとともに、乳幼児の発育・発達や健康の保持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診等を推進します。

【主な取組と内容】

主な取組	内容
妊産婦の健康の保持・増進	● 保健師による母子健康手帳の交付を行うとともに、妊娠期の健康管理や育児について情報を提供します。 ● 助産師による母乳育児の相談・授乳指導等を行います。 ● 妊婦の外出時に周りの人たちの気遣いを促すため、マタニティマークの普及、啓発に努めます。
妊産婦健診の実施	● 14回の妊婦健康診査受診券と産婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の健康管理や安全な出産のため、健康診査の受診を勧奨します。

主な取組	内容
こどもの健康の保持・増進	● 乳幼児健康診査を実施し、発育・発達の確認や育児の相談を行うほか、保健師の家庭訪問等による継続した支援を行います。
予防接種の実施	● 感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に定める予防接種を実施するとともに、予防接種に関する情報提供や接種勧奨に努めます。
歯と口腔の健康の保持・増進	● 歯と口腔の大切さや定期的な歯科健診の必要性について周知します。また、フッ化物によるむし歯予防を推進します。
アレルギーがあるこどもへの支援	● アレルギー疾患に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、アレルギー児への対応について学ぶ機会を提供します。 ● 保育園等では食物アレルギーに対応した除去食を提供します。

（２）親子が集うひろば等の提供

【 現状と課題 】

児童館をはじめ市内８施設を地域子育て支援拠点と位置づけ、運営するとともに、公民館やふれあいセンター等に出向き、未就園児と親が集うひろばを開催するなど、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点を始めとした地域の身近な場での気軽な交流や相談、情報提供等の支援の充実を図っています。

アンケート調査では、「平日の幼稚園、認定こども園、保育園等の利用状況」について、平成30年度調査と比較すると、“利用している”の割合が増加しているとはいえ、“利用していない”の割合は約34%を占めるため、今後も引き続き親子が集うひろばの提供が必要です。

【 施策の方向性 】

子育て中の親の仲間づくりや社会参加を促進するために、地域子育て支援拠点等において、親子が集まるきっかけとなるイベントや講座を開催するなど、日常的に交流ができるような環境づくりに努めることで、保護者同士の交流や心身のリフレッシュ、育児不安の軽減等を図ります。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
地域子育て支援拠点事業の実施	● 子育ての不安や孤立感が軽減するよう、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まり、交流できる場を提供します。
身近な施設での親子が集う場の提供	● 公民館やふれあいセンターで子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。 ● 地域の公民館等に出張し、親子で触れ合って遊んだり、育児の悩み等を相談できる場を提供します。 ● 幼稚園が実施する親子で集うひろば等の運営を支援します。
読み聞かせの推進	● 地域子育て支援拠点や図書館等において、読み聞かせを実施します。

(3) 就学前児童の教育・保育の提供

【 現状と課題 】

各年4月1日における、保育園の待機児童数は平成23年以降0人を継続していますが、年度の途中では待機児童が発生しています。このため、待機児童の解消に向け、施設の整備や民間事業者による地域型保育事業の参入の促進を図るとともに、保育人材の確保など、保育の質の向上に向けた取組を進めています。

また、幼児期の教育・保育の重要性を再認識し、各施設の特長を活かした教育・保育を推進しています。

就学前児童保護者のアンケート調査では、定期的に利用している施設や事業については、「認可保育園」、「幼稚園(通常の就園時間のみの利用)」の割合が高くなっています。

母親の就労状況については、平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である。」の割合が増加しています。また、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望のある人は約4割となっており、今後も保育園のニーズが高まっていくことが考えられます。

多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

【 施策の方向性 】

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。また、教育・保育施設に通う全てのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保でき、かつ、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員の資質向上のための研修等を実施します。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
ニーズに応じた教育・保育施設、小規模保育事業所の確保	● 需要量が定員を上回る区域については、保育園、認定こども園、小規模保育事業所を整備します。 ● 幼稚園や保育園から幼保連携型認定こども園への移行希望があれば、地域の教育・保育ニーズ等を考慮しながら移行に向けて支援します。 ● 公立保育園の在り方を示し、公共施設個別施設計画に基づき老朽化した公立保育園の適切な整備を進めます。
保育士の確保	● 潜在保育士の掘り起こしのための講座・研修等を実施し、保育士の確保を図ります。
教育・保育の質の確保	● 幼稚園教諭や保育士を対象とした研修等により資質の向上に努めます。 ● 公立保育園において自己評価を行うとともに、その結果を公表します。 ● 遊びを通して自ら育つ力が養われるよう、保育園等における遊びの環境を充実します。

主な取組	内容
施設及び施設周辺の安全の確保	● 公立保育園に防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラを設置する私立保育施設及び幼稚園に助成します。 ● 保育施設及び幼稚園周辺の歩道の安全性を高めます。 ● 公共施設等マネジメント計画に基づき、公立保育園の適切な維持管理等を実施します。

（４）多様な保育事業の提供

【現状と課題】

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり保育等のサービスを充実させるなど、多様な教育・保育サービスの確保を図っています。

アンケート調査では、土曜日や日曜日・祝日の時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

今後も幼稚園、保育園、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく必要があります。

【施策の方向性】

今後も、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、事業内容の拡充を検討するとともに、円滑な運営に努めます。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化していきます。

【主な取組と内容】

主な取組	内容
定期的な保育の推進	● 通常保育のほか、最長 12 時間の延長保育、祝休日にも必要な保育を行う休日保育等、多様化する就労形態等に応じた保育を実施します。
一時的な保育の推進	● 普段保育園等を利用していない児童を対象に、家庭の事情等により希望の日時に保育を行う一時預かり等、状況に応じて利用できる保育・子育て支援事業を実施します。 ● 就園・就学児の病気の回復期に至らず、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に保育を行う病児保育や病気の回復期に保育を行う病児・病後児保育を実施します。
こども誰でも通園制度の実施	● 保護者の就労状況に関係なく、こどもが保育園等に通える「こども誰でも通園制度」を実施します。

ライフステージ：学童期・思春期

(1) 学び・体験する機会の提供

【現状と課題】

こどもたちが、文化・スポーツ活動に打ち込むことができる機会をはじめ、自然や環境に関する体験学習、社会活動の体験等さまざまな体験活動の充実を図っています。

アンケート調査では、小学校高学年児童が興味を示すものとして「ゲーム」「動画（Youtube、配信サービス等）」「マンガ、アニメ」等の遊びが高い割合を占める一方、「スポーツ」「音楽」「読書」「自然や科学のこと」「環境のこと」等の体験活動や学習にも興味を示すこどもも多くいます。

体験活動や遊びは、好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力等の社会情動的スキルを育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながります。

このような体験活動や遊びは学びへもつながっていくことから、その機会を提供する必要があります。

【施策の方向性】

年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など、多様な体験を提供するとともに、外遊びを含むさまざまな遊びやスポーツができる場の提供や、体験や遊びを通じた学びの機会や場づくりを進めていきます。

【主な取組と内容】

主な取組	内容
自然や環境についての体験・学習	● 自然体験を通じて「自然との共生」や「生物多様性」について学習する機会を提供します。 ● ゴミや省エネ等、環境について体験し学習する機会を提供します。
キャリア教育の推進	● 社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するために、段階的なキャリア教育を実施します。
仕事や社会活動の体験	● 市内の事業所の協力を得て、幅広い職業が体験できる様々なイベントを開催します。
文化芸術やスポーツ等の鑑賞・体験	● 茶道、華道、日本舞踊等の伝統文化が体験できるイベントを開催します。 ● 幼稚園・保育園・認定こども園や小中学校等に芸術家等を派遣し、ふれあう機会を提供します。 ● こどもたちの鑑賞を推奨する舞台公演や展覧会等を開催するとともに、関連するワークショップ等を実施することで、こどもたちが文化芸術を体験し、関心を深める機会を提供します。 ● プロスポーツ選手やアスリートによるこども向けのスポーツ教室を実施します。
スポーツイベントや各種講座の開催	● こどもの健康づくりと体力増進を図るため、体育施設の無料開放やスポーツイベント・各種講座を開催します。
参加型イベントの開催	● わいわいカーニバルをはじめとするこどもたちが集うイベントを開催します。

主な取組	内容
放課後の活動支援	● こどもたちの健やかな成長のため、平日の部活動や休日の地域クラブ活動において、充実した活動が進められるよう支援します。
読書の推進	● 図書館では、本に親しむ機会を提供するとともに、読書の楽しさを体験できるイベント等を開催します。
「書のまち春日井」の取組み	● 小学1年生から「書道科」の授業を実施するとともに、県下児童・生徒席上揮毫大会、全国公募の書道展である道風展を開催します。 ● 書に関するこども向けの企画展を開催します。
性や健康に関する学習	● 性に関することや、たばこやアルコール、薬物乱用など、思春期の様々な問題等に対応するため、こどもを取り巻く関係者の連携の下に、学校や家庭において、命の大切さを伝え、自他の命を共に尊重する態度を身につけるための教育を推進します。
食育の推進	● 食を通じて生涯にわたり健全な心身と豊かな心を培うため、食の大切さや楽しさについて啓発します。
障がい福祉教育の推進	● 社会福祉協議会の機材貸出や講師派遣を活用して、福祉体験学習を支援します。
人権やジェンダー（性差）に関する教育	● 小中学校の道徳指導や特別活動等で、「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」や、「性差による役割意識にとらわれないこと」「性の多様性を理解すること」の大切さを伝えます。
異世代交流の促進	● 幼稚園・保育園・認定こども園や地域子育て支援拠点等において、児童・生徒が乳幼児や高齢者等とふれあう機会を提供します。
地元を学ぶ機会の提供	● 春日井市の歴史を学んだり、春日井市の良さを再認識できるイベントを開催します。
外国人とのふれあい	● 英語の発音や国際理解教育の向上のため、小中学校に外国人の指導助手を配置します。

（２）学習環境・生活環境の向上

【現状と課題】

学びの質の確保と向上を図るため、老朽化した校舎のリニューアルやバリアフリー化等の学校設備の整備を行い、こどもの安全安心な教育環境を整備するとともに、ＩＣＴを活用したわかりやすい授業を推進するなど、こどもの健やかな成長を育んでいます。

今後も、老朽化が進む校舎等の適切な改修や幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携の推進、地域との連携を深めるなど、学びの質の確保・向上を図り、こどもたちが安心して学べる環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向性】

安心してこどもが過ごすことできる場として老朽化が進む校舎等の整備を行うとともに、幼保小連携推進協議会を中心として職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上に努め、小学校への円滑な接続を図ります。

また、学校評議員制度による連携を図りつつ、各地域の状況を踏まえながら、本市の実情に合った学校・家庭・地域の連携を進めます。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
教育環境の整備	● 公共施設等マネジメント計画に基づき、校舎等の適切な維持管理等を実施します。
幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携	● 幼保小連携推進協議会を設置し、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校が連携し、指導内容や指導方法の連続性を高め円滑な接続を進めます。
学びの質の確保・向上	● きめ細やかな指導を実施するため、加配講師の配置を進めます。 ● すべての児童生徒の学力の保障をめざして、学校規律の徹底とＩＣＴの有効活用を中心としたわかりやすい授業の実施に取り組みます。
学校・家庭・地域の連携の促進	● 各小中学校の学校評議員から意見を聴き、地域との連携を深めます。 ● 学校と地域をつなぐ地域コーディネーターを小学校に配置し、地域に根付いた学校づくりの支援を推進します。 ● コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置により、地域連携を推進します。

（３）放課後児童の居場所の確保

【 現状と課題 】

保護者が仕事等で家庭にいない小学生のこどもが、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の充実に努めています。

アンケート調査では、こどもが放課後の時間を、どのような場所で過ごしているかについて、低学年児童は「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」、「放課後なかよし教室」の順となっており、特に「放課後児童クラブ」は平成30年度調査に比べ割合が増加しています。また、高学年児童は「自宅」、「習い事」、「公園やグラウンド」、「放課後児童クラブ」の順となっています。

こどもの放課後の過ごし方では、就労している母親が増加していることから、こどもだけで家で過ごすことに不安を感じる保護者もあり、こどもの安全を確保しつつ、居場所を提供するためにも、放課後児童クラブを利用しやすくすることが必要です。

また、自宅で過ごすこどももあり、放課後の居場所について、こどもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

【 施策の方向性 】

こどもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブについて、需要量に応じた整備を進めます。

また、すでにこどもの居場所となっている児童館、公園やグラウンド、公民館等についても、こどもにとってよりよい居場所となるよう充実に努めます。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
放課後児童クラブの施	● 放課後児童クラブの需要量の見込みが受入可能数を大きく上回る小学校区への対応については、整備を検討するとともに、近隣の民間児童クラブの活用により必要量の確保に努めます。また、放課後なかよし教室との連携により、児童の居場所の確保を進めます。 ● 放課後児童クラブでは、こどもの状況や発達段階を踏まえた育成支援が必要であることから、放課後児童支援員等を対象とした研修を毎年開催します。 ● 民間児童クラブに対して運営支援を行います。 ● 公共施設等マネジメント計画に基づき、放課後児童クラブの適切な維持管理等を実施します。
児童館等の整備	● 公共施設の改修等に合わせ、児童の居場所の整備を検討します。 ● 公共施設等マネジメント計画に基づき、児童館の適切な維持管理等を実施します。
児童館事業の実施	● 小中高生に放課後や休日等の安全で安心な居場所を提供します。
放課後なかよし教室の実施	● すべての小学校において、全児童を対象とした放課後なかよし教室を開設し、放課後の安全で安心な居場所を確保します。 ● 夏休み期間における、こどもたちの安全・安心な居場所を提供するために、サマー・スクールかすがいを実施します。
公共施設の空き室の活用	● 公民館、ふれあいセンター等の空き室を自主学習する部屋として開放します。
公園の整備	● 公共施設等マネジメント計画等に基づき、こどもたちに安全かつ良質な遊び場を提供するため、公園施設の改修や新設を進めます。

（４）非行防止活動の推進

【 現状と課題 】

こどもの安全を守るため、地域や関係機関と連携して情報共有を行うとともに、インターネットやSNSの適正利用などの非行防止に関する啓発活動を実施しています。

非行は、家庭・学校・地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生することから、引き続き学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る必要があります。

また、アンケート調査では、小学生高学年児童が学校の授業以外でインターネットを利用する割合が約9割にものぼり、パソコン・スマートフォンを1日1時間以上する割合も約8割を占めています。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。

【 施策の方向性 】

学校・地域・警察等の関係機関が緊密に連携し、子ども・若者が非行や犯罪に走ることをないよう支援を行っていきます。また、子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
巡回・補導活動の推進	● ゲームセンターや書店等の店舗や公園等を巡回し、児童に対して声かけを行う等の補導活動を行います。 ● 春日井まつりや納涼まつりで巡回活動を行います。
地域や関係機関との連携	● 各学校の生徒指導担当者が新たな諸問題や生徒指導の情報を共有できるよう会議や研修会を開催します。
啓発活動の推進	● 非行防止に関する書やポスター、標語等を募集し、展示を行います。
有害情報対策	● 子どもを情報社会の犯罪等から守るため、インターネットやSNSの正しい利用方法を啓発します。

(5) いじめ・不登校への対応

【 現状と課題 】

いじめ・不登校相談室の設置やスクールカウンセラーの派遣など、いじめの未然防止や早期発見、不登校児童生徒への対応を図るほか、全中学校に登校支援室を設置するなど、不登校やひきこもり児童生徒への切れ目のない支援を進めています。

いじめの認知件数は、小中学校とも令和3年以降ほぼ横ばい状態が続いていますが、30日以上不登校児童生徒数は、小中学校ともに増加傾向にあります。

今後も、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等における子ども主体でのいじめの未然防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化することが必要です。

また、不登校の子どもへの支援については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、支援体制を強化することが必要です。

【 施策の方向性 】

いじめ防止に向けて、子どもの人権を守るという観点を基本とし、未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・学校・地域及び関係機関との連携を図るとともに、不登校のこどもの状況に応じた支援の充実や教育を受ける機会の確保に努めます。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
いじめの発生防止、早期発見と対応	● 各学校において対策委員会を設置し、いじめ・不登校の発生防止と早期発見に努めるほか、「春日井市いじめ・不登校対策協議会」を開催し、いじめや不登校に関する諸問題について関係者と学識経験者等が協議します。 ● 学校だけでは支援が難しい児童生徒の問題の解決に向けて、スクール・ソーシャル・ワーカーを教育委員会に配置するとともに関係機関と連携した対応を推進します。
不登校やひきこもり児童生徒への対応	● 不登校やひきこもりの要因や年齢等に着目し、切れ目なく支援する仕組みを組織横断的に検討します。 ● 不登校児童生徒については、学力維持や居場所の提供等、市教育委員会だけでなく地域やその他関係機関との連携を図ります。 ● 中学校に登校支援室（校内教育支援センター）の設置や、小学校に心の教室相談員を配置するなど、不登校の早期対応、未然防止を図ります。
相談の実施	● 心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置、いじめ・不登校相談室や行政の相談窓口等、様々な相談場所を確保し、児童・生徒やその保護者が気軽に相談できる環境を提供します。

ライフステージ：青年期

（１）困難を抱える若者への支援

【 現状と課題 】

近年、全国的にひきこもりや若年無業者（ニート）など、若者の自立をめぐる問題が深刻化しています。

本市においても、これらの課題に取り組むため、子ども・若者総合相談において、本人やその家族に対する支援を行っています。

悩みや不安を抱える若者を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知するとともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

【 施策の方向性 】

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実するとともに、関係機関やNPO等の民間団体との連携・協力を推進して支援します。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
若者相談の実施	● ひきこもり・ニート等、困難を抱える若者に対して電話やEメールでの相談を実施します。

主な取組	内容
関係機関と連携した若者支援	● ハローワーク春日井、愛知県春日井児童相談センター、学校関係者をはじめとする関係者で構成する子ども・若者支援地域協議会（子ども・若者支援部会）において、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対する支援を協議します。 ● こども・若者がさまざまな不安や悩みを抱えた際に、支援及び相談を受けることができる公共機関やNPO等の民間団体を周知します。
ひきこもりからの自立支援	● ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、身近な地域で気軽に安心して過ごせる居場所と、就労に向けた準備を一体的に支援します。
DV被害者への支援	● 関係機関や民間団体等と協力・連携し、DV被害者支援の連携体制を強化します。

（２）若者に対する就労支援

【 現状と課題 】

若者の就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

また、離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自律に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組むことが必要です。

【 施策の方向性 】

ハローワークと連携し、若者の雇用・就労の促進を図るとともに、市内企業のマッチングの機会を設けるなど、若者の就労促進を支援します。また、学校教育時から職場体験等を実施し、直接働く人と接したり、知識や技術・技能に触れたりする機会を設けることで、就業意識の醸成を図ります。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
若者の就労支援	● 働くことに悩みを抱えた若者に職業的自立に向けた支援を行なう春日井若者サポートステーションと連携し、きめ細かな支援を行います。 ● 雇用の機会の確保を促進するため、求職者に向けた事業者の積極的な採用活動を支援します。
キャリア教育の推進（再掲）	● 社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するために、段階的なキャリア教育を実施します。
仕事や社会活動の体験（再掲）	● 市内の事業所の協力を得て、幅広い職業が体験できる様々なイベントを開催します。

基本目標２ こどもや若者への切れ目ない支援の充実

（１）こども・若者の権利に関する理解促進

【現状と課題】

全てのこども・若者に対して、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うことにより、自らが権利の主体であることを広く周知することが重要です。

また、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することが求められており、自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会をさまざまな場において確保していくことが必要です。

【施策の方向性】

こども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者等こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

【主な取組と内容】

主な取組	内容
こどもの権利保障の推進	● すべてのこどもや若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを進めるため、こども権利条例を策定します。
こどもの権利に関する周知啓発	● こども・若者の権利について、ホームページへの掲載やチラシの配布など、さまざまな機会を通じて周知を図ります。
こどもの意見表明の促進	● こどもたちが自分の考えや意見を表明できる場を設けます。

（２）こどもの貧困の連鎖の防止

【現状と課題】

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保育料の減免や個別学習支援等の配慮が必要な家庭のこどもへの学習や生活面での支援、経済的支援を実施しています。

アンケート調査では、現在の家計の状況について、大変苦しいと約１割の保護者が感じています。

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

そのため、所得の低い世帯等に対しては生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実が求められています。

【 施策の方向性 】

貧困の広がりや、教育や進学を妨げるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための経済的支援、教育の支援、保護者の就労支援等を実施します。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
就業の促進	● 市役所に設置したハローワークの窓口で、就労相談を行います。
経済的負担の軽減	● 生活困窮家庭のこどもの保育・教育にかかる費用や放課後児童クラブの費用の負担を軽減します。
学習・進学援助	● 経済的に困窮し、学習の機会を得ることが困難な中学生及びその保護者に対し、関係機関と連携し、こどもの学習機会の確保と世帯全体への支援を行うため、個別学習支援、進路選択に向けた支援、こどもが気軽に参加できる居場所の提供、保護者に対する教育相談等を行います。
重層的支援体制の整備	● 貧困を始めとした複雑・複合化する課題を抱えた家庭に対し、関係機関が連携して必要な支援を行います。

（３）障がいのある子どもへの支援

【 現状と課題 】

特別支援保育や特別支援教育の推進など、障がいのある子どもや障がいの疑いのある子どもへの教育や保育現場等におけるきめ細やかな対応、発達相談や医療費助成など、障がいのある子どもを養育する保護者への精神的・経済的負担を軽減する取組みを実施しています。

今後も、障がい児施策の充実に向け、地域における障がい児の支援体制の強化や保育園等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

また、医療的ケア児等の専門的支援が必要な子どもやその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。

さらに、こどもの発達に寄り添った支援を続けていくためには、障がい者手帳の有無に関わらず、児童発達支援センター事業や放課後等デイサービスの活動の充実・支援が必要です。

【 施策の方向性 】

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
障がいの早期発見	● 乳幼児健診や新生児聴覚スクリーニング等により、障がいの早期発見に努めます。
発達時期に適した支援の推進	● こどもの障がいに応じた支援を行うとともに障がいのあるこどもの保護者を対象に、こどもの年齢や発達に応じた相談事業を推進します。
療育の推進	● 療育が必要と思われる児童に対して、児童発達支援・放課後等デイサービスの利用を勧奨します。
医療的ケアが必要なこどもへの支援	● 医療的ケアが必要なこどもの地域生活を支援するため、関係機関との連携を図ります。
教育・保育等における支援	● 保育園におけるインクルーシブ保育、幼稚園や小中学校におけるインクルーシブ教育や交流学习等を推進します。 ● 子どもの家においても可能な範囲で障がいのあるこどもの受け入れを行います。 ● 障がいのあるこどもや障がいの疑いのあるこどもへの対応について研修を行うこと等により、教育・保育関係者の理解を深めます。
経済的負担の軽減	● 障がいのあるこどもの教育や医療にかかる経済的負担を軽減します。

(4) 外国人のこどもへの支援

【 現状と課題 】

小中学校において適切な日本語指導による日本語でのコミュニケーションを図れるよう支援したほか、やさしい日本語によるガイドブック等の作成により情報を分かりやすく提供しています。

本市における外国人住民は増加しており、それに伴い外国にルーツを持つこどもが増えています。また、多国籍化も進んでおり、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。外国にルーツを持つこどもは日本語指導が必要であったり、文化的な違いから学校生活への適応が難しいことがあります。一人ひとりの状況に応じた日本語教育・指導の一層の充実が求められます。

【 施策の方向性 】

外国にルーツを持つこどもが日常生活や学校生活に対応できるよう日本語教育を推進するとともに教育環境を整えます。また、その保護者に対しても多言語化・やさしい日本語の活用により、わかりやすい情報提供を行います。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
日本語学習の支援	● 日本語が理解できない外国人児童・生徒等がいる小中学校に日本語講師を派遣します。 ● こどもやその親のための日本語教室を開催します。

主な取組	内容
やさしい日本語による情報の提供	● 子育て支援を始めとする窓口において、わかりやすい日本語による情報提供に取り組みます。
多言語による案内等	● 日本語が理解できない妊婦に外国語版の母子健康手帳を交付します。 ● 就学に関する情報提供を行います。
通訳の派遣	● 健診時等に、日本語が理解できない外国人がいる場合に通訳を派遣します。

（５）児童虐待の防止等と社会的養護

【 現状と課題 】

乳幼児家庭への訪問や児童虐待に関する相談等を通じて、児童虐待の未然防止や児童虐待の早期発見、早期対応に取り組むほか、関係機関が密接に連携し、該当児童及び保護者への支援を切れ目なく実施してきました。令和６年４月にこども家庭センターを設置し、虐待やヤングケアラーに対する相談支援を行っています。

アンケート調査では、子育てをする上での不安について、就学前児童保護者のうち約４割が「子育てに追われ、社会から孤立しているように感じる」と回答しています。育児不安から、虐待に至る場合も想定されることから、孤立した環境の中で不安や悩みを抱えている保護者に対して必要な支援につながるよう相談窓口等の周知等を図ることが必要です。

また、児童虐待の未然防止、早期発見・対応のためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互でこどもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、こどもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、早期発見・把握し、支援を行っていく必要があります。

【 施策の方向性 】

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、ヤングケアラーについても、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、負担が重い状態にならないよう必要な支援につなげていきます。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
早期発見、児童虐待防止の取組み	● 訪問事業や健診・各種相談事業により保護者の不安の解消を図り、児童虐待の防止に努めます。 ● 保護者が精神的に不安定な場合や孤立を感じている場合には、ヘルパーの派遣や保護者が育児について学べる場の提供をします。 ● 虐待に迅速に対応できるよう、24 時間体制での虐待通告を受け付けます。
関係機関と連携したことも家庭支援	● 愛知県春日井児童相談センター、学校関係者、警察をはじめとする関係者で構成する子ども・若者総合支援地域協議会（要保護児童対策部会）において、個別案件に対する対応や虐待防止の取組み等について協議し、関係機関が連携して対応します。
児童虐待防止の啓発	● 市内の公共施設におけるパネル展示等により児童虐待の防止を啓発します。
ヤングケアラーへの支援	● 市民がヤングケアラーについて正しく理解するため周知啓発を行います。 ● ヤングケアラー当事者やこどもの支援者等からの相談に対応し、関係機関が連携して必要な支援を行います。

（６）こども・若者の自殺対策の推進

【 現状と課題 】

自殺予防やこころの健康に関する周知啓発と安心して生活できる地域づくりを推進し、家庭や地域、職場、学校において自殺の危険性の低下を図っています。

本市の令和５年における３９歳以下のこども・若者の自殺死亡率は４．８５であり、国の４．７０、県の５．０５とほぼ同水準です。

誰もが自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強化することが必要です。

【 施策の方向性 】

自殺の背景に精神保健上の問題や様々な社会的要因があることから、関係機関・団体と連携・協働して、各種の相談支援や、人材育成、意識啓発を推進します。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
相談支援の充実	● 悩みを持ちやすい世代に対する予防的な相談支援体制の充実を図ります。
自殺対策を支える人材の育成	● 自殺の危険性が高い人の出すサインに気づき、必要な支援につなげる等の適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に取り組みます。
心の健康に関する教育・周知啓発	● こども・若者に心の健康の重要性に関する教育や悩みの相談に関する周知を行います。

(7) こどもの安全・安心の確保

【 現状と課題 】

幼児や小学生を始めとした各年齢層に応じた防犯、交通安全、防災、防火に関する啓発や教育を進めるとともに、地域と連携した見守り活動に取り組んでいます。

今後も、こどもの生命を守り、犯罪被害、事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、防犯・交通安全・防災対策を進める必要があります。

また、こどもや若者が、犯罪や災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

【 施策の方向性 】

警察や地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、こども自らが危険回避できる力を養うための防犯や防災等の教育に今後も引き続き取り組んでいきます。また、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
防犯・交通安全に関する教育	● 幼児及び小・中学生を対象に、自分の身は自分で守り、自らも安全なまちづくりに参加できるよう、意識啓発のための教室や講座を開催します。 ● 未就学児や小学生に対し、正しい横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等の教室を開催します。 ● 交通少年団による啓発活動を行います。
防災・防火に関する教育	● 幼児及び小・中学生を対象に、自分の身は自分で守り、自らも安全なまちづくりに参加できるよう、意識啓発のための教室や講座を開催します。 ● 総合防災訓練への中高生の参加を通じ、避難所等において中高生に期待する役割等を伝えていきます。 ● 少年消防クラブや幼年消防クラブによる啓発活動を行います。
見守り活動の実施	● 地域住民やボランティアで結成された団体が児童の登下校時等に市内を巡回したり、商店や個人宅等に「こども 110 番の家」や「防犯かけこみの店」の看板を掲示するなど、様々な方法で児童を見守る取組みを推進します。
情報提供	● 携帯電話やスマートフォンを活用して、警察や市が入手した不審者等の防犯や気象・地震等の安全・安心情報を登録者に配信します。
有害情報対策（再掲）	● こどもを情報社会の犯罪等から守るため、インターネットやSNSの正しい利用方法を啓発します。

基本目標3 子育て家庭が安心して子育てができる社会環境の整備

(1) 妊娠・出産・子育ての不安の軽減

【現状と課題】

妊娠から出産、育児へとつながる切れ目のない支援を継続するとともに、重点的な支援が必要となる妊婦や保護者に対しては、保健師や保育士を始めとする専門職がきめ細かく支援しています。

また、こどもの年齢が上がるにつれ、子育てに関する不安や悩みも変化することから、効果的な情報提供を図るとともに、子育て家庭が交流できる場を提供してきました。

アンケート調査では、就学前児童保護者のうち約2割が、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる相手が身近にいないと感じています。

そのため、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援を充実することが必要です。また、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない相談支援等の充実や、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

【施策の方向性】

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を強化します。

また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実します。

【主な取組と内容】

主な取組	内容
出産前後のこころと体の休息の確保	● こころと体の負担感が高まる出産前後への支援として、ヘルパーの派遣やデイサービス、ショートステイ等の「産後ケア事業」を推進します。
特定妊婦への支援	● 出産前から支援の必要性が高いと思われる場合に、子育てに関する相談や子育て支援の情報提供のため保健師が訪問する等の支援を行います。
妊娠・出産に係る経済的負担の軽減	● 出産にかかる費用を助成します。
妊娠期から子育て期までの包括的な支援	● 妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、健やかに安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう切れ目のない支援を行います。 ● 訪問・相談体制の充実を図ります。 ● こども家庭センターを中心に、児童福祉と母子保健の一体的な支援の充実を図ります。
乳幼児家庭への訪問	● 子育て経験者等が乳幼児家庭を訪問し、子育て支援の情報を提供します。また、希望する家庭へは助産師等が訪問し相談を受けます。

主な取組	内容
医療費等の負担軽減	● 国の医療費助成制度に加え、18 歳までのこどもの入院・通院費を無料にします。また、24 歳までの学生の入院費を所得に応じて助成します。
保育料の負担軽減	● 18 歳未満の第 2 子以降の保育料を軽減します。
育児休業からの復帰支援	● 育児休業から円滑な職場復帰が図れるよう、保育環境を整備します。
手続きのデジタル推進	● 健診、保育、放課後児童クラブなどの申請・申込のオンライン化を進めます。
こども誰でも通園制度の実施（再掲）	● 保護者の就労状況に関係なく、こどもが保育園等に通える「こども誰でも通園制度」を実施します。
地域子育て支援拠点事業の実施（再掲）	● 子育ての不安や孤立感が軽減するよう、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まり、交流できる場を提供します。
身近な施設での親子が集う場の提供（再掲）	● 公民館やふれあいセンターで子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。 ● 地域の公民館等に出張し、親子で触れ合って遊んだり、育児の悩み等を相談できる場を提供します。 ● 幼稚園が実施する親子で集うひろば等の運営を支援します。

（２）育児力の向上支援

【 現状と課題 】

保護者や子育ての身近な支援者となる祖父母の育児スキルの向上を支援するため、遊び方等のこどもとのコミュニケーションを学ぶ機会を提供しています。

アンケート調査では、保護者のうち 6 割以上が、子育ては親の責任といわれ、不安や負担を感じており、同じく保護者のうち 4 割以上が「こどもとの接し方やしつけの方法がわからない」と感じています。

今後、保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、子育てに不安や負担を感じる保護者に切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭を支えることができるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

【 施策の方向性 】

保護者が、子育てに関する知識や技術の向上、子育てに対する理解を深めるため、様々な学習や体験の機会を充実します。また、保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
子育て教室・講座の開催	● 子の発達について学んだり、体罰によらない子育てを含む子育てに関する知識の向上を図るため、妊婦や保護者を対象とした講座や教室を開催します。 ● 親子が様々な遊びを体験し、交流を深める機会を提供します。
祖父母のための子育て講座の開催	● 祖父母世代を対象に、子育てに関する知識・技術を改めて学ぶ機会を提供します。
保育体験事業の実施	● 保育園児の保護者を対象に保育園での保育士体験を実施し、子育てに関する知識・技術を学ぶとともにこどもに対する理解を深める機会を提供します。
家庭教育の推進	● こどもの社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、家庭教育や地域教育の充実を目的とした講座等を行う団体を支援します。 ● 家庭教育の大切さや必要性について、周知啓発を図ります。

(3) 市民や地域による子育て支援の推進

【 現状と課題 】

ファミリー・サポート・センター事業等の市民による相互援助活動や地域、店舗等による子育て支援を推進しています。

アンケート調査では、保護者のうち約4割が自分自身の子育てが、地域の人々や地域社会に支えられていると思わないと感じています。

今後も、地域で子育て家庭を支援し、こどもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、地域における子育て支援の充実を図っていくことが重要です。

【 施策の方向性 】

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、子育て支援団体や青少年団体の活動支援を行うとともに、事業者による子育て支援を推進します。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
相互援助活動の推進	● 援助を受けたい者と援助を行いたい者との活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。また、援助会員の確保に向けた取組みを推進します。
子育て支援団体への支援	● 地域で子育てのための講座の開催や定期的に子育てひろばやこども食堂の開設をしている子育て支援団体等を支援します。
青少年団体への支援	● 地域でこどもの健全育成に取り組む子ども会や青少年団体を支援します。
事業者による子育て支援の促進	● 子育て家庭が利用しやすい店舗等を支援します。

主な取組	内容
見守り活動の実施（再掲）	● 地域住民やボランティアで結成された団体が児童の登下校時等に市内を巡回したり、商店や個人宅等に「こども 110 番の家」や「防犯かけこみの店」の看板を掲示するなど、様々な方法で児童を見守る取組を推進します。

（４）ワーク・ライフ・バランスの推進

【 現状と課題 】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、子育てへの父親の積極的な参加を促進するとともに、市内事業者にワーク・ライフ・バランスの必要性を啓発しています。

アンケート調査によると、就学前児童の母親の育児休業取得率は５割半ばであるのに対し、父親の８割近くは取得していない状況です。父親が育児休業を取得しない主な理由は「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「経済的に苦しくなる」の意見が多く、企業も含めた仕事と子育ての両立支援の環境が必要です。

また、前回調査に比べ「子育てに対する配偶者や家族の協力が得られない」「仕事と子育ての両立が難しい」という意識が高まっており、男女問わず育児休業の取得促進や働き方改革、男性の家事・子育て参画意識の向上が求められます。

【 施策の方向性 】

企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発や支援を進めていきます。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
父親の子育て参加促進	● 男性による育児や家事を促進するため、父親向けの教室・講座等を開催します。
産後パパ育休制度の普及啓発	● 男女共同参画情報紙「はるか」での啓発記事の掲載等により産後パパ育休制度を周知します。
企業における両立支援の促進	● ファミリー・フレンドリー企業やくるみんマーク取得企業等、子育てと仕事の両立を支援する企業の取組を促進します。
育児休業給付金制度等の周知	● 育児休業の取得期間中に支給される育児休業給付金制度や、育児休業等の取得期間中に健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除となる制度を周知します。

(5) ひとり親家庭の自立支援

【 現状と課題 】

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、学習や生活面での支援を実施しています。

国勢調査によると、18歳未満の世帯員がいるひとり親世帯は減少傾向にあるものの、多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえると、各家庭の状況に応じて、引き続き生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、こどもに届く生活・学習支援を進めることが必要です。

【 施策の方向性 】

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように各種制度の周知を図ります。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
自立に必要な情報提供、相談事業等の実施	● 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親の自立に向けた相談を行います。
就業の促進	● 就業に向けた職業訓練の受講や受講中の生活費の負担軽減のために給付金を支給します。
家事や子育ての援助	● ひとり親家庭等において、一時的に生活、育児等の援助が必要となる場合や日常生活に支障が生じる場合にヘルパーを派遣します。
経済的負担の軽減	● ひとり親等を対象として、児童扶養手当のほかに子ども福祉手当を支給します。 ● ひとり親家庭の医療費の負担、生活困窮家庭のこどもの保育・教育にかかる費用や放課後児童クラブの費用の負担を軽減します。
住居支援	● ひとり親に限定した市営住宅の抽選枠を案内します。 ● 経済的困難等により子育てに支障がある場合、保護者の申し出により母子生活支援施設で母子が自立できるよう支援します。
各種支援制度の周知	● ひとり親家庭に対する経済的支援、生活支援、就労支援等の制度や事業の情報のホームページやガイドブック等により周知を図ります。

（６）子育てに関する情報の提供

【 現状と課題 】

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような情報発信、若い世代にとってなじみやすいＳＮＳ等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化することが必要です。

【 施策の方向性 】

子育て当事者が安心して子育てに臨めるよう、子育てに関する情報を必要なところに的確に提供できるよう、ホームページやＳＮＳ等さまざまな媒体を活用して、わかりやすい情報の発信に努めます。

【 主な取組と内容 】

主な取組	内容
子育て情報の発信	● 子育て支援等の情報を、子育て応援ガイドブックのほか、ホームページや広報春日井等で提供します。 ● 市外から転入して間もない夫婦、子育て世帯等に対する情報提供の充実を図り、転入者が子育て支援施設・サービス情報を入手しやすい環境を整備します。 ● 市公式ＬＩＮＥを活用し、利用者の希望に応じて子育て世帯向け（妊産婦から未就学児、小学生以上）の情報を発信します。 ● 自動応答サービスを活用し、子育てに関する疑問・質問への対応や子育て当事者が必要としている情報へのアクセスを容易にします。 ● ホームページにおける子育て関連ページを見やすく使いやすくように再構築します。

成果指標

基本目標		施策	指標	基準値 (R 5)	目標値 (R10)
	ライフ ステージ				
1 子どもの将来にわたるウェルビーイングの向上	誕生 前 から 幼 児 期 ま で	(1)母子の健康の確保	健康診査受診率（4か月児）	98.9%	100%
		(2)親子が集うひろば等の提供	地域子育て支援拠点（8施設）の来場者数	262,322人	
		(3)就学前児童の教育・保育の提供	保育園における待機児童数（4月1日現在）	0人 (R 6)	0人
		(4)多様な保育事業の提供	不定期に一時預かりや一時保育を利用している人で、希望した日に利用できなかったことがある人の割合	32.0%	
	学童期・ 思春期	(1)学び・体験する機会の提供	最近1年間に学校以外で、活動や体験をしたことがない児童の割合	4.8%	
		(2)学習環境・生活環境の向上	小中学校体育館への空調機設置	0校	全小中学校
		(3)放課後児童の居場所の確保	子どもの家における待機児童数（5月1日現在）	0人 (R 6)	0人
		(4)非行防止活動の推進	触法少年数	63人	
		(5)いじめ・不登校への対応	小学校及び中学校におけるいじめの件数	419件	
			小学校及び中学校における30日以上不登校者数	1,028人	
	青年期	(1)困難を抱える若者への支援	子ども・若者相談における相談件数	131件	
		(2)若者に対する就労支援	25～39歳の完全失業率	3.53 (R 2)	
2 子どもや若者への切れ 目ない支援の充実		(3)子ども・若者の権利に関する理解促進	かすがい子ども権利条例(仮称)の策定	未策定	策定済
		(2)子どもの貧困の連鎖の防止	子育て世帯において、家計状況が大変苦しいと答えた人の割合	14.5%	
		(3)障がいのある子どもへの支援	障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会が不足していると感じている人の割合	43.2% (R 4)	

基本目標	施策	指標	基準値 (R 5)	目標値 (R10)
2 こどもや若者への切れ目ない 支援の充実	(4)外国人のこどもへの 支援	日本語が理解できない外国児 童生徒数	117 人	
	(5)児童虐待の防止等と 社会的養護	新規虐待件数	725 件	
	(6)こども・若者の自殺 対策の推進	39 歳以下のこども・若者の自殺 死亡率	4. 85	
	(7)こどもの安全・安心 の確保	交通事故による市内の年齢別・ 死傷者数（24 歳以下）	352 人	
3 子育て家庭が安心して子育てが できる社会環境の整備	(1)妊娠・出産・子育ての 不安の軽減	妊娠・出産について満足してい る人の割合	83. 4%	
	(2)育児力の向上支援	「子どもとの接し方やしつけ の方法がわからない」と感じる 人の割合	48. 0%	
	(3)市民や地域による 子育て支援の推進	「子育てが地域の人々や地域 社会に支えられていると思う」 と感じる人の割合	54. 6%	
	(4)ワーク・ライフ・ バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランスが うまくとれていると思う」と回 答した人（20～40 代）の割合	53. 6% (R 2)	
	(5)ひとり親家庭の自立 支援	自立支援プログラム策定数	6 件	
	(6)子育てに関する情報 の提供	市ホームページの子育て関連 トップページのアクセス件数	22, 900 件	

第5章

教育・保育、地域こども・子育て支援事業の需要量と見込みの確保策

1 提供区域

国の基本指針では、地理的条件、人口、交通事情等社会的条件、現在の教育・保育施設等の利用状況や整備状況を考慮して、地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市の実情、事業の性質等を踏まえ、基本的には市全域を1区域として設定しますが、保育事業については保育園の整備状況、利用希望や人口動向を考慮し、中学校区や隣接する複数の中学校区を統合した区域を単位として、7区域を設定します。

また、放課後児童健全育成事業については、授業の終了後に利用する事業であることから、小学校区を区域とします。

事業区分	区域数	教育・保育提供区域
保育事業	7区域	石尾台・高森台
		藤山台・岩成台・高蔵寺
		坂下
		南城・東部
		松原・鷹来
		西部・柏原
		中部・知多・味美
放課後児童健全育成事業	37区域	各小学校区
その他の事業	1区域	市内全域

2 需要量の見込みと確保策

(1) 保育事業

就労等の理由により、家庭で十分な保育ができない乳幼児を保護者の希望により、保育園・認定こども園等で保育を行う事業です。

今後の需要量については、市全域では0歳は微増、1、2歳は増加、3～5歳は減少する見込みとなっています。

区域別では、④南城・東部、⑦中部・知多・味美区域で0～2歳の需要量が定員を上回る見込みとなっています。

なお、区域別の需要量の見込みについては、中学校区単位で把握し、確保策については、保育園等用地の確保の観点から隣接中学校区を含めて検討します。

区域別・年齢別の需要量の見込み

単位：人

区域・年齢		(参考) 令和6年度		需要量の見込み					定員－ 最大 需要量
		実績数※	定員※	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
市全域	0歳	243	440	297	298	301	303	306	134
	1歳	1,013	1,067	1,083	1,117	1,134	1,149	1,167	▲ 100
	2歳	1,264	1,348	1,268	1,243	1,298	1,326	1,355	▲ 7
	3～5歳	4,212	5,198	4,182	4,070	3,961	3,856	3,827	1,016
①	石尾台	0歳	2	2	4	4	4	4	▲ 2
		1歳	10	12	16	14	14	13	▲ 4
		2歳	18	18	13	19	16	16	▲ 1
		3～5歳	105	180	103	97	95	89	77
	高森台	0歳	3	9	3	3	3	3	6
		1歳	14	15	14	13	13	13	1
		2歳	16	17	15	16	16	16	1
		3～5歳	56	53	54	53	53	53	▲ 1
②	藤山台	0歳	8	18	10	10	10	10	8
		1歳	46	57	44	45	45	46	11
		2歳	31	30	33	32	33	34	▲ 4
		3～5歳	97	90	99	99	93	87	▲ 9
	岩成台	0歳	14	12	18	17	17	17	▲ 6
		1歳	46	44	40	43	42	43	1
		2歳	66	75	67	53	56	56	8
		3～5歳	261	259	262	261	241	220	▲ 3
	高蔵寺	0歳	18	21	20	20	20	20	1
		1歳	75	74	81	83	85	85	▲ 13
		2歳	86	84	82	84	87	89	▲ 6
		3～5歳	267	286	256	242	229	221	30
③	坂下	0歳	6	30	8	8	8	8	22
		1歳	35	64	32	35	36	35	28
		2歳	59	77	62	58	64	65	12
		3～5歳	198	303	199	200	200	200	198
④	南城	0歳	33	63	41	40	41	41	22
		1歳	120	121	120	127	128	130	▲ 12
		2歳	145	151	158	144	154	156	▲ 9
		3～5歳	408	483	427	433	436	432	419
	東部	0歳	28	40	31	32	32	33	33
		1歳	104	106	109	117	120	122	126
		2歳	136	142	140	136	148	153	157
		3～5歳	479	567	471	472	472	472	476

※4月1日現在

単位：人

区域・年齢			(参考) 令和6年度		需要量の見込み					定員－ 最大 需要量
			実績数※	定員※	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
⑤	松原	0歳	12	15	14	14	14	14	15	0
		1歳	48	47	39	43	44	45	45	2
		2歳	55	55	71	58	66	67	69	▲ 16
		3～5歳	181	231	177	180	162	159	154	51
	鷹来	0歳	12	21	12	12	12	12	12	9
		1歳	59	61	65	63	64	64	64	▲ 4
		2歳	71	86	76	79	76	78	79	7
		3～5歳	281	384	270	250	231	226	223	114
⑥	西部	0歳	21	23	20	20	20	20	20	3
		1歳	72	73	85	86	87	87	88	▲ 15
		2歳	86	89	87	87	88	89	91	▲ 2
		3～5歳	256	388	248	243	232	228	225	140
	柏原	0歳	19	48	24	24	25	25	25	23
		1歳	79	85	83	90	91	93	95	▲ 10
		2歳	116	140	103	100	109	112	115	25
		3～5歳	414	527	412	414	398	385	387	113
⑦	中部	0歳	50	96	67	68	69	70	72	24
		1歳	204	211	226	234	239	245	252	▲ 41
		2歳	252	243	248	251	262	270	279	▲ 36
		3～5歳	794	974	798	769	772	751	755	176
	知多	0歳	17	42	23	24	24	24	24	18
		1歳	91	87	115	110	112	113	114	▲ 28
		2歳	109	123	96	107	104	106	109	14
		3～5歳	337	373	323	276	264	254	256	50
	味美	0歳	0	0	2	2	2	2	2	▲ 2
		1歳	10	10	14	14	14	15	15	▲ 5
		2歳	18	18	17	19	19	19	20	▲ 2
		3～5歳	78	100	83	81	83	79	81	17
未就学児推計人口					12,907	12,421	12,017	11,637	11,400	

※4月1日現在

【確保策】

- 需要量の見込みが定員を上回る区域の0～2歳保育への対応については、社会福祉法人等、民間事業者を活用しながら、保育園、認定こども園、小規模保育事業所の整備を促進し、必要量を確保していきます。

単位：人

不足が見込まれる 区域・年齢		最大 不足数 見込み	確保量	確保量（整備は前年度）				
				令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
市全域	0～2歳		94	53	22			19
④ 南城・東部	0～2歳	27	27	27				
⑦ 中部・知多・味美	0～2歳	57	67	26	22			19

※ 令和7年度以降の確保量は、整備する保育園、認定こども園等の定員で計上

- 認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労状況やその変化に関わらず利用できることが特徴です。幼稚園や保育園から幼保連携型認定こども園への移行希望があれば、地域の教育・保育ニーズ等を考慮しながら移行に向けて支援していきます。

①多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ベテラン保育士等による巡回指導を実施し、新規参入事業者の運営の支援を行っていきます。

- ・保育園から移行した社会福祉法人立の認定こども園において、特別な支援が必要なこともを受け入れ、良質かつ適切な教育を提供します。
- ・多様な集団活動事業（幼児教育・保育の無償化の対象とならない施設）を利用する児童の施設利用料を軽減します。

単位：件

区分	区分	令和 5年度 実績	需要量の見込み				
			令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の 見込み	新規参入施設への支援	20	19	18	17	17	17
	特別支援教育	0	2	2	2	2	2
	多様な集団活動事業の利用支援	3	5	5	5	5	5
②確保量	新規参入施設への支援		19	18	17	17	17
	特別支援教育		2	2	2	2	2
	多様な集団活動事業の利用支援		5	5	5	5	5

【確保策】

- 各事業者等への必要な支援に努めます。

(2) 幼児教育事業

3歳以上の未就学児を対象として、幼稚園、認定こども園において、教育を行う事業です。需要量の見込みに対し定員が上回っています。

単位：人

区分	年齢区分	令和6年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	3～5歳	2,720	2,590	2,440	2,285	2,125	1,959
②確保量	3～5歳		5,190	5,190	5,190	5,190	5,190

※市外施設利用者含む

①実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯等、世帯の所得状況等を考慮して、幼稚園における給食費のうち副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

単位：件

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	補助件数	425	394	371	348	323	298
②確保量	補助件数		394	371	348	323	298

※市外施設利用者含む

【確保策】

- 対象児童への適正な給付に努めます。

(3) 多様な保育事業

各事業の需要は、今後も大きな変化はない見込みであり、現在の施設もしくは体制によって必要な量を確保しています。

①延長保育事業

保育園等利用者に対して、平日の午前7時～午前7時30分、午後6時30分～午後7時において、保育を実施する事業

単位：人

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	実利用者数	705	690	678	673	666	666
②確保量	実利用者数		690	678	673	666	666

【確保策】

- 新たに整備する保育園等での実施に加え既存園での実施を検討します。

②幼稚園における預かり保育（幼稚園における保育ニーズ）

単位：人

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	実利用者数	1,213	929	875	820	762	703
②確保量	実利用者数		929	875	820	762	703

※市外施設利用者含む

【確保策】

- 必要な提供体制の確保に努めます。

③一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業

単位：人

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	延利用者数	13,476	12,376	11,910	11,523	11,158	10,931
②確保量	延定員数		42,246	42,246	42,384	42,246	42,246

【確保策】

- 利用者にとって、より利用しやすい提供体制を確保します。

④病児・病後児保育事業

保育が必要で、病気回復期または病気の回復期に至らず、かつ、当面の症状の急変が認められない児童について、医療機関の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業

単位：人

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	延利用者数	128	1,168	1,168	1,172	1,168	1,168
②確保量	延利用者数		2,320	2,320	2,320	2,320	2,320

【確保策】

- 令和2年度から市内東部地域での実施医療機関がありませんが、保護者が安心して働किながら子育てができる環境を提供するために、引き続き確保に努めます。

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

年間を通じた需要量については、令和8年度までは増加し、その後は減少傾向に転じる見込みです。

また、受入可能数が不足する小学校区については、子どもの家を新設したことや民間児童クラブが増加したことにより減少しましたが、一部の小学校区においては、受入可能数が不足する見込みです。

各小学校区別の需要量の見込み及び確保策については、次頁のとおりです。

小学校区別の需要量の見込み

単位：人

区域 (小学校区)	(参考) 令和 6年度 実績数	受入 可能数	需要量の見込み					受入可 能数 — 最大需 要量
			令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
市全域	3,147	3,551	3,231	3,251	3,215	3,156	3,034	300
春日井	118	108	121	121	120	117	113	▲13
牛山	67	76	68	68	67	69	66	7
松山	100	104	102	102	102	99	96	2
味美	94	101	96	96	96	92	88	5
白山	42	70	42	42	42	43	39	27
山王	70	95	72	72	70	71	68	23
勝川	175	222	182	180	187	167	168	35
小野	250	231	254	270	269	242	247	▲39
上条	117	136	121	121	119	117	111	15
鳥居松	58	66	60	59	58	58	55	6
柏原	105	120	109	108	107	104	99	11
丸田	89	100	92	92	90	89	86	8
鷹来	54	70	56	55	54	55	51	14
西山	37	68	37	37	37	38	35	30
大手	90	95	93	93	91	90	84	2
松原	90	97	93	94	91	90	86	3
東野	68	74	70	70	68	69	66	4
篠木	140	161	143	148	146	144	139	13
八幡	72	81	75	74	72	73	70	6
篠原	72	83	75	75	72	73	68	8
神領	91	93	94	94	92	91	88	▲1
北城	85	88	88	88	86	85	81	0
出川	134	137	138	138	137	136	130	▲1
高座	143	146	148	146	145	143	138	▲2
不二	185	164	190	197	196	192	185	▲33
藤山台	83	87	85	86	83	85	82	1
岩成台	63	75	64	64	63	64	61	11
岩成台西	64	90	67	65	64	65	62	23
玉川	43	68	43	43	43	44	40	24
高森台	67	72	69	69	67	68	64	3
中央台	44	46	44	44	44	45	42	1
石尾台	36	75	36	36	36	36	33	39
東高森台	17	42	17	17	17	17	17	25
押沢台	39	40	39	39	39	39	37	1
坂下	88	90	91	91	88	89	84	▲1
西尾	16	5	16	16	16	16	16	▲11
神屋	41	75	41	41	41	41	39	34
小学校適齢期推計人口			15,847	15,452	14,964	14,431	13,790	

【確保策】

- 受入可能数が不足する小学校区への対応については、民間児童クラブや放課後なかよし教室の活用を図るとともに、子どもの家の増設を検討します。

また、子どもの家及び民間児童クラブのない西尾小学校区については、児童の居場所確保事業の活用により、児童の居場所の確保を図ります。

単位：人

不足が見込まれる 区域 (小学校区)	最大不足数 見込み	確保量				
		令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
春日井	13		30			
小野	39		40			
神領	1					
出川	1					
高座	2					
不二	33		40			
坂下	1					
西尾	11					

夏休み等の長期休業中の需要量の見込み（市内全域）

夏休みを始めとする長期休業期間の一時的な需要についても、利用希望者は年々増加しており、今後も需要量は増加していく見込みです。

単位：人

区分	需要量の見込み					確保策
	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
①量の見込み	1,244	1,291	1,315	1,324	1,312	
②確保量	215	218	226	217	255	子どもの家限定利用
	1,029	1,073	1,089	1,107	1,057	民間児童クラブ、サマー・スクールかすがい、児童の居場所確保事業

【確保策】

- 空きのある子どもの家を利用した限定利用のほか、民間児童クラブの活用や児童の居場所保事業、サマー・スクールかすがいの実施により、児童の居場所の確保を図ります。

(5) 地域子ども・子育て支援事業等

①地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位：人・箇所

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	延利用者数※	10,775	9,896	9,523	9,213	8,922	8,740
②確保量	箇所数		8	8	8	8	8
	延利用者数		9,896	9,523	9,213	8,922	8,740

※乳幼児数（団体利用除く）

【確保策】

- 子育てについての相談を積極的に受ける体制を整えるなど、地域の子育て支援機能の充実に努めます。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

単位：人

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み （就学前児童）	延利用者数	115	106	102	98	95	93
（小学生）	延利用者数	77	73	71	69	66	63
②確保量 （就学前児童）	延利用者数		106	102	98	95	93
（小学生）	延利用者数		73	71	69	66	63

【確保策】

- 援助会員の確保とサービスの質の確保・向上に努めます。

③子育て短期支援事業（児童ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

単位：人

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	延利用者数	22	27	26	25	25	24
②確保量	延利用者数		27	26	25	24	24

【確保策】

- 既存の受け入れ体制を維持します。

④子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業

単位：人

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（延べ人数）	93	90	87	84	81
②確保量（延べ人数）	93	90	87	84	81

【確保策】

- 要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携強化を図り、事業を実施します。

⑤児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

【確保策】

- 今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

⑥親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業

【確保策】

- 今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

⑦こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、親の就労状況にかかわらず、時間単位で6か月以上満3歳未満の未就園児が保育園、認定こども園、幼稚園等を利用できる制度です。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
〈必要受入時間数〉					
0歳					
1歳		今後、国から示される予定の量の見込みの算出等の考え方をもとに算出予定			
2歳					
〈必要定員数〉					
0歳					
1歳					
2歳					

【確保策】

- 令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度からの給付制度化に向けて受け入れ体制を整備します。

◇母子保健事業

子育て支援の拠点となるこども家庭センターの支援体制の充実・強化を図るとともに、保健師・助産師等による訪問事業、電話相談、情報提供、助言・保健指導、産後ケア事業を実施するなど、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組めます。また、子の年齢に応じた健康診査事業や栄養士や臨床心理士を始めとする専門職による相談事業を実施していきます。

①こども家庭センター（利用者支援事業：こども家庭センター型）

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援等を実施する事業

単位：箇所

区分	区分	令和6年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
②確保量	こども家庭センター型		1	1	1	1	1

【確保策】

- こども家庭センター型1か所を維持し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、子育て世代包括支援センターの支援体制の充実・強化を図ります。

②妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

単位：回

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	利用回数※	27,848	26,084	25,594	25,183	24,865	24,627
②確保量	利用回数		26,084	25,594	25,183	24,865	24,627

※ 妊婦1人当たり14回の利用（令和3年度から、多胎妊婦に対し6回分を追加交付）

【確保策】

- 現在の実施体制を維持します。

③乳児家庭全戸訪問事業（新生児・未熟児訪問含む）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

単位：人

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	訪問乳児数	1,958	1,857	1,822	1,793	1,770	1,753
②確保量	訪問乳児数		1,857	1,822	1,793	1,770	1,753

【確保策】

- 訪問率100%を目指し、事業を実施します。

④乳幼児訪問（保健師による個別訪問）

単位：件

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	訪問件数	322	324	311	304	300	295
②確保量	訪問件数		324	311	304	300	295

【確保策】

- 出生数は減少していますが、支援を必要としている人は増加傾向にあり、個別の状況に応じた支援内容の充実を図ります。

⑤乳幼児相談・電話相談（専門職による相談）

単位：件

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	延相談件数	708	656	629	614	606	597
②確保量	延相談件数		656	629	614	606	597

【確保策】

- 支援内容に沿った専門職の活用及び強化を図ります。

⑥養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師・助産師等が居宅を訪問し、養育に関する専門的相談支援を行う事業

単位：件

区分	区分	令和5年度実績	需要量の見込み				
			令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	訪問件数	160	160	157	154	152	151
②確保量	訪問件数		160	157	154	152	151

【確保策】

- 支援を必要としている人の個別の状況に応じた支援内容の充実を図ります。

⑦産後ケア事業

産後1年未満の養育者と乳児を対象に心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み					
宿泊型					
デイサービス型					
アウトリーチ型					
②確保量					
差引②-①					

今後、国から示される予定の量の見込みの算出等の考え方をもとに算出予定

【確保策】

- 医療機関及び助産所と連携し、必要な提供体制の確保を図ります。

⑧妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体として実施する事業

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み					
②確保量					
差引②-①					

今後、国から示される予定の量の見込みの算出等の考え方をもとに算出予定

【確保策】

- 妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぎます。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、子育てのための「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。当市では、次の方針をもとに保護者の利便性等を考慮しつつ、適正かつ円滑な給付を実施していきます。

① 子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の方法について、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園及び認定こども園（預かり保育分）に対しては、毎月の給付を行います。また、認可外保育施設等を利用する保護者に対しては、請求に基づく給付を行います。

② 愛知県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行について、必要に応じて愛知県に対し、施設の運営状況や監査状況等に係る情報提供を依頼するとともに、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正勧告等の協力を要請する等、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、愛知県との連携を図ります。

子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

本市では、それぞれのこどもの特性や家庭の状況等に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係者による連絡会議（子ども・若者総合支援地域協議会、地域子育て支援拠点事業者による連絡会議、保育の実務者による会議等）を定期的を開催し、各事業者の事業内容や課題等について情報共有を図っています。今後も、市が中心となり、支援が必要なこどもに必要な支援を提供することができるよう、各事業者が連携して対応する体制を確保していきます。

令和6年度に設置した「こども家庭センター」では、すべての妊産婦及び子育て世帯・こどもへのきめ細かい支援を進めていきます。

第6章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携・協働

基本理念の実現には、行政のほか、民間事業者、NPO法人、子育て支援団体など、各主体が相互に連携、協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

こどもとその保護者を支援するために、地域、行政、教育・保育施設事業者等がそれぞれの役割を担い、連携し一体となって、当事者に寄り添った切れ目のない支援に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進していくためには、進捗状況を定期的に評価・点検し、結果を今後の事業実施に反映していくことが大切です。

春日井市子ども・子育て支援対策協議会において、その進捗状況を確認・評価していくとともに、施策の実施にあたっては、PDCAサイクルによる効果的な進行管理を行い、検証した結果にもとづき、必要に応じ計画を見直し、改善を図ります。

また、計画の進行状況についてはホームページ等により広く市民に周知します。

PDCAサイクルのイメージ図

